

始良中央地区合併協議会

第13回会議



横川町健康温泉センター(横川町)



安良神社(横川町)

平成15年11月25日(火) 午後1時30分
国分シビックセンター多目的ホール

第13回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成15年11月25日(火) 午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 諸般の報告
4. 議 事

(前回提案された事項)

- (1) 協議第19号 地方税の取扱いについて(協定項目10) 第12回資料4P
- (2) 協議第20号 納税関係事業の取扱いについて(協定項目25-5) ... 第12回資料30P
- (3) 協議第21号 窓口業務の取扱いについて(協定項目25-8) 第12回資料37P
5. 次回の協議事項について

(提案説明)

- (1) 協議第22号 財産の取扱いについて(協定項目5) 3P
- (2) 協議第23号 消防団の取扱いについて(協定項目23) 15P
- (3) 協議第24号 消防防災関係事業の取扱いについて(協定項目25-6) 22P
- (4) 協議第25号 環境衛生事業の取扱いについて(協定項目25-10) 32P
6. 新市まちづくり計画[原案]及び新市まちづくり計画[概要版]について 別冊
7. その他(次回の会議日程等の連絡)
8. 閉 会

<配付資料>

- ・ 第13回会議資料
- ・ 新市まちづくり計画[原案]
- ・ 新市まちづくり計画[概要版]
- ・ 前納報奨金制度廃止による徴収率比較・納税組合制度廃止による徴収率比較・・・追加資料
- ※ 第3回新市名称検討小委員会会議資料(参考資料)
- ※ 第7回議会議員の定数及び任期検討小委員会会議資料(参考資料)
- ※印の資料は、参考資料として小委員会所属以外の委員に配付してあります。

諸 般 の 報 告（協議会の行事や事務局の動き）第13回協議会

期 日	内 容	備 考
11 月 13 日（木）	第12回協議会 13：30 多目的ホール 第3回新市名称検討小委員会 10：00 議会棟4階委員会室 第7回議会議員の定数及び任期検討小委員会 10：00 多目的ホール 教育総務分科会 14：00 溝辺町 給食分科会 13：30 隼人町 第10回まちづくりプロジェクト会議・第22回まちづくりワーキング会議（企画）合同会議 16：30 国分市	総務班 調整班 計画班
11 月 14 日（金）	企画分科会 13：30 税務分科会 13：30 溝辺町 農業分科会 9：30 国分市 農委分科会 13：30 霧島町 教育専門部会 13：30 溝辺町	調整班
11 月 17 日（月）	社会教育分科会 13：30 溝辺町 住民専門部会（国保）14：00 隼人町	調整班
11 月 18 日（火）	高齢者福祉分科会 13：30 国分市 第三セク分科会 13：30 霧島町 福祉専門部会 13：30 住基戸籍分科会 15：00 国分市 電算専門部会・分科会合同会 13：30 国分市	調整班
11 月 19 日（水）	耕地分科会 14：00 横川町 環境保全分科会 14：00 霧島町 出納分科会 13：30 国分市 工事監査分科会 13：30 国分市 会長・代理・局長会議 14：00 健康分科会 16：00 国分市 国保分科会 14：00 隼人町	調整班
11 月 20 日（木）	第13回幹事会 13:30 多目的ホール 保育所分科会 13：30 国分市 土木分科会 14：00 国分市 下水道組合分科会 14：00 学校教育分科会 14：00 隼人町 第11回まちづくりプロジェクト会議（企画）幹事会終了後	総務班 調整班 計画班
11 月 21 日（金）	人事分科会 13：30 国分市 健康分科会 16：00 国分市 開発公社分科会 15：00 隼人町	調整班
11 月 25 日（火）	第13回協議会 13：30 多目的ホール 第4回新市名称検討小委員会 10：00 議会棟4階委員会室 第8回議会議員の定数及び任期検討小委員会 10：00 多目的ホール 観光分科会 13：30 牧園町 水道分科会 13：30 牧園町	総務班 調整班

<今後の予定>

期 日	内 容	備 考
11 月 26 日（水）	農業分科会 14：00 幼稚園分科会 13：30 牧園町 住民専門部会（健康）13：30	調整班
11 月 27 日（木）	高齢者福祉分科会 13：30 霧島町 教育総務分科会 14：00 溝辺町 土木分科会 14：00 国分市	調整班
11 月 28 日（金）	企画分科会 13：30 税務分科会 13：30 溝辺町	調整班
12 月 3 日（水）	出納分科会 14：00 国分市	調整班
12 月 4 日（木）	第14回幹事会 13:30 多目的ホール 土木分科会 14：00 国分市	総務班 調整班
12 月 5 日（金）	税務分科会 14：00 溝辺町	調整班
12 月 9 日（火）	幼稚園分科会 13：30 牧園町 企画分科会 13：30	調整班
12 月 11 日（木）	第14回協議会 13：30 多目的ホール 第5回新市名称検討小委員会 10：00 議会棟4階委員会室 第9回議会議員の定数及び任期検討小委員会 10：00 多目的ホール 土木分科会 14：00 国分市	総務班 調整班

財産の取扱いについて（協定項目 5）

財産の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

1 市 6 町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

平成 1 5 年 1 2 月 1 1 日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

* 数値は平成14年度決算に基づく
参考資料

協 議 項 目	5 財産の取扱い	関 係 項 目	公有財産
調整の内容	1市6町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。		

各 市 町 の 現 況																		
公有財産(内訳) ㎡			国分市				溝辺町				横川町				牧園町			
			土 地	建 物			土 地	建 物			土 地	建 物			土 地	建 物		
				木造	非木造	計		木造	非木造	計		木造	非木造	計		木造	非木造	計
行政財産	本 庁 舎		38,290		23,713	23,713	10,470		3,146	3,146	5,526		1,992	1,992	24,300		4,833	4,833
	その他の行政機関	消防施設	2,078	1,139		1,139	1,025		596	596	2,947	389	96	485	3,854	629	139	768
		その他の施設					4,929		2,081	2,081	39,837	435	3,633	4,068				
	その他の行政財産	学 校	371,915	3,846	80,884	84,730	127,108	530	20,610	21,140	64,208	317	12,215	12,532	128,673	826	21,012	21,838
		公営住宅	254,793	885	132,390	133,275	71,695	2,700	23,732	26,432	90,802	5,381	18,471	23,852	60,766	2,205	8,706	10,911
		公 園	838,500	761	17,590	18,351	255,579	1,159	2,541	3,700	283,886		2,042	2,042				
		その他の施設	128,110	2,980	33,763	36,743	49,833	1,458	11,807	13,265	55,093	3,479	6,457	9,936	326,945	9,348	15,588	24,936
	小 計		1,633,686	9,611	288,340	297,951	520,639	5,847	64,513	70,360	542,299	10,001	44,906	54,907	544,538	13,008	50,278	63,286
	特企別業 会 計計	水道事業	62,541		1,162	1,162	15,337		340	340					9,672			
		下水道事業													13,600		766	766
	小 計		62,541		1,162	1,162	15,337		340	340					23,272		766	766
計		1,696,227	9,611	289,502	299,113	535,976	5,847	64,853	70,700	542,299	10,001	44,906	54,907	567,810	13,008	51,044	64,052	
普通財産	宅 地		336,520	981	928	1,909					17,477				30,379			
	田 畑		71,120												185,763			
	山 林 (うち分収林)		3,859,067				1,463,867				5,048,039				8,117,896			
			247,200				75,938				895,000				1,954,300			
	雑 種 地						18,014											
	そ の 他		1,401				136,468				13,101	153	261	414	7,855,380	2,687	2,245	4,932
	計		4,268,108	981	928	1,909	1,618,349				5,078,617	153	261	414	16,189,418	2,687	2,245	4,932
合 計			5,964,335	10,592	290,430	301,022	2,154,325	5,847	64,853	70,700	5,620,916	10,154	45,167	55,321	16,757,228	15,695	53,289	68,984

協 議 項 目	5 財産の取扱い	関 係 項 目	公有財産
調整の内容	1市6町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。		

各 市 町 の 現 況																		
公有財産(内訳) ㎡		霧島町				隼人町				福山町				1市6町合計				
		土 地	建 物			土 地	建 物			土 地	建 物			土 地	建 物			
			木造	非木造	計		木造	非木造	計		木造	非木造	計		木造	非木造	計	
行政財産	本 庁 舎	5,103		2,811	2,811	6,813	224	4,477	4,701	2,272		1,527	1,527	92,774	224	42,499	42,723	
	その他の行政機関	消防施設	421	412	54	466	3,304	75	1,435	1,510	919	50	604	654	14,548	2,694	2,924	5,618
		その他の施設	29,108	1,944	5,332	7,276	2,356		76	76	2,544	592	1,662	2,254	78,774	2,971	12,784	15,755
	その他の行政財産	学 校	40,501	103	12,556	12,659	164,049	589	36,382	36,971	102,781	995	12,213	13,208	999,235	7,206	195,872	203,078
		公営住宅	29,636	2,371	5,308	7,679	133,569	2,533	51,526	54,059	49,430	1,898	14,243	16,141	690,691	17,973	254,376	272,349
		公 園					124,919	228	180	408	66,885	18	22	40	1,569,769	2,166	22,375	24,541
		その他の施設	45,141	2,253	3,749	6,002	417,292	1,202	20,880	22,082	411,305	2,381	17,752	20,133	1,433,719	23,101	109,996	133,097
	小 計	149,910	7,083	29,810	36,893	852,302	4,851	114,956	119,807	636,136	5,934	48,023	53,957	4,879,510	56,335	640,826	697,161	
	特企別業 会 計	水道・病院事業	7,758		665	665	157,035	1,976	12,305	14,281	32,563		903	903	284,906	1,976	15,375	17,351
		下水道事業													13,600		766	766
		公共土木用地先行取得事業									316,306				316,306			
		温泉事業	14,225	145	183	328									14,225	145	183	328
	小 計	21,983	145	848	993	157,035	1,976	12,305	14,281	348,869		903	903	629,037	2,121	16,324	18,445	
	計	171,893	7,228	30,658	37,886	1,009,337	6,827	127,261	134,088	985,005	5,934	48,926	54,860	5,508,547	58,456	657,150	715,606	
普通財産	宅 地	1,210				35,202	135	1,992	2,127	2,125				422,913	1,116	2,920	4,036	
	田 畑									20,601				277,484				
	山 林 (うち分収林)	435,414				222,615				796,143				19,943,041				
		42,543												3,214,981				
	雑 種 地	15,705				32,680				34,380				100,779				
	そ の 他	2,506				103,450	1,386		1,386	1,081,204		4,228	4,228	9,193,510	4,226	6,734	10,960	
	計	454,835				393,947	1,521	1,992	3,513	1,934,453		4,228	4,228	29,937,727	5,342	9,654	14,996	
合 計		626,728	7,228	30,658	37,886	1,403,284	8,348	129,253	137,601	2,919,458	5,934	53,154	59,088	35,446,274	63,798	666,804	730,602	

協 議 項 目	5 財産の取扱い	関 係 項 目	有価証券及び出資等による権利
調整の内容	1市6町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。		

(単位:千円)

各 市 町 の 現 況								
名 称	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	合 計
(株)南日本放送出資金(出資証券)	650		50		100	475	271	1,546
南九州畜産興業(株)出資金(出資証券)	108		68	71	60	85		392
(株)鹿児島頭脳センター出資金(出資証券)	100,000		1,000			2,000		103,000
南九州ケーブルテレビネット(株)出資金(出資証券)	500					500		1,000
鹿児島県漁業信用基金協会出資金	2,550					5,300	3,050	10,900
鹿児島県農業信用基金協会出資金	1,380	890	500	810	402	1,656	982	6,620
始良東部森林組合出資金	4,780				1,696	2,346	2,712	11,534
始良西部森林組合出資金		600						600
始良北部森林組合出資金			2,500	2,390				4,890
明治百年記念始良東部地区林業振興会出資金	300			150	300		300	1,050
(社)鹿児島県肉用牛価格安定基金協会出資金	425	705	400	415	300	270	880	3,395
(社)鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会出資金	90	90	40	80	60	110	30	500
(社)鹿児島県森林整備公社出資金						200		200
(社)鹿児島県林業開発公社出資金	200		200	200	200			800
(社)農村環境整備センター出資金						200		200
土地開発公社出資金	500	1,613	1,565	2,614	1,521	5,431	1,890	15,134
鹿児島県信用保証協会出資金	10,650	2,100	2,550	5,600	2,900	10,300	2,350	36,450
(財)鹿児島県栽培漁業協会出資金	6,410					7,795	5,385	19,590
(財)鹿児島県防犯協会出資金	131	38		54		100		323
(財)日本立地センターテクノポリス債務保証基金出資金	5,250					3,500		8,750
(財)鹿児島県農業後継者育成基金協会出資金	2,913	2,623	1,588	2,146	1,364	2,200	2,118	14,952
(財)鹿児島県暴力追放県民会議出資金	2,068	358	265	471		1,397	341	4,900
(財)鹿児島県環境整備公社出資金	552	48	54	40	39	175	30	938

協 議 項 目	5 財産の取扱い	関 係 項 目	有価証券及び出資等による権利
---------	----------	---------	----------------

(単位:千円)

各 市 町 の 現 況								
名 称	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	合 計
(財)鹿児島県環境検査センター出捐金	500	120	70	130		400	90	1,310
(財)リバーフロント整備センター出捐金	1,000					1,000		2,000
(財)鹿児島県市町村職員厚生会出捐金	329	110	98	147		254		938
(財)鹿児島県角膜・腎臓バンク協会出捐金	319	94	82	109		230	92	926
(財)かごしまみどりの基金出捐金	1,973	465	575	743		1,343	621	5,720
(財)鹿児島県産業技術振興協会出捐金		250				12,612		12,862
(財)ふるさと情報センター						500		500
(財)鹿児島県新産業育成財団出捐金				250				250
(財)鹿児島県文化振興財団出捐金				150,000				150,000
(財)霧島温泉郷街づくり会社出資金				100,000				100,000
からいも交流財団出捐金		3,000				300		3,300
砂防フロンティア整備センター出捐金	300			200				500
国分しみん学習支援公社出捐金	50,000							50,000
かごしま産業支援センター出捐金	114,112							114,112
国有林部分造成出資金		780						780
労働者共済会館建設事業出捐金		40						40
その他の株券		1,265		4,600	13			5,878
霧島神話の里公園(株)出資金					51,000			51,000
鹿児島県海外移住組合						1		1
始良中部地区林業振興会						780		780
鹿児島県公害防止協会						23		23
勤労者総合福祉センター法人設立基金						5,000		5,000
社会福祉協議会出資金						900		900
鉱業権(m ²)	3,083,000							3,083,000
計	307,990	15,189	11,605	271,220	59,955	67,383	21,142	754,484

協 議 項 目	5 財産の取扱い	関 係 項 目	基 金
調整の内容	1市6町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。		

(単位:千円)

名 称		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	合 計
土地 開 発 基 金	土地	140,673	164,939	35,346		54,104			395,062
	運用(貸付)	739,324				71,138			810,462
	現金・預金	578	86,329	95,019	145,462		11,499	118,606	457,493
	小 計	880,575	251,268	130,365	145,462	125,242	11,499	118,606	1,663,017
そ の 他 の 基 金	財政調整基金	1,147,473	647,334	678,678	250,148	353,638	1,120,334	337,000	4,534,605
	減債基金	2,000,583	94,174	194,725	296,296	241,883	466,840	96,000	3,390,501
	特定建設事業基金	1,861,345	38,904	331,757	127,622	341,452	93,618	30,300	2,824,998
	職員退職手当準備基金	1,189,053					33,909	34,000	1,256,962
	地域振興基金			38,257	25,138	18,483		126,000	207,878
	中山間ふるさと水と土保全基金	10,490	10,000	10,000	10,407	10,082	10,000	10,000	70,979
	地域福祉基金	385,738	148,888	154,638	196,039	145,306	299,191	170,200	1,500,000
	消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金基金	595				31,140			31,735
	海外研修基金(国際交流基金)	109,122				20,909			130,031
	空港周辺環境整備基金		320,379				33,801		354,180
	空港駐車場退手基金		12,248						12,248
	青少年育成基金		5,000					5,000	10,000
	人材育成基金		169,080					54,000	223,080
	建設用機械及び公用車更新基金				16,647				16,647
	畜産振興基金				20,000				20,000
	中学校スポーツ振興基金				20,000				20,000
	ふるさと創生基金				58,582				58,582
	国鉄大隅線跡地道路及び記念公園整備事業基金							26,500	26,500
	農産漁村地域活性化対策基金							127,800	127,800
	図書購入基金						20,000		20,000

協 議 項 目		5 財産の取扱い		関 係 項 目		基 金			
(単位:千円)									
名 称		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	合 計
その他の基金	文化振興基金	100,547							100,547
	育英奨学基金			1,000					1,000
	畜産特別導入事業基金	8,825	30,307	47,248	32,970	24,718	7,376	41,450	192,894
	肥育牛特別導入基金					7,000			7,000
	町有牛貸付基金							60,000	60,000
	奨学資金貸付基金		11,293	6,700	5,000	15,076		6,100	44,169
	産肉能力優秀牛貸付基金		15,000						15,000
	農業経営振興資金貸付基金							64,000	64,000
	国民健康保険高額療養資金貸付基金	5,000	1,500	1,000	1,000	1,000	6,245	2,500	18,245
	介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金	6,000							6,000
	出産費資金貸付基金					1,200			1,200
	国民健康保険給付基金	284,800	250,530	166,000	144,451	4,850	50,159	8,758	909,548
	介護給付準備基金	68,602	4,487		8		8	15,407	88,512
	公共土木用地先行取得事業等減債基金							471	471
	水道事業基金				61,215	152,901		33,100	247,216
	簡易水道基金			23,948					23,948
	丸岡公園基金			641					641
	温泉供給事業基金					27,237			27,237
	交通災害共済基金	44,063							44,063
小 計		7,222,236	1,759,124	1,654,592	1,265,523	1,396,875	2,141,481	1,248,586	16,688,417
合 計		8,102,811	2,010,392	1,784,957	1,410,985	1,522,117	2,152,980	1,367,192	18,351,434

協 議 項 目	5 財産の取扱い	関 係 項 目	債務
調整の内容	1市6町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。		

(単位:千円)

項 目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	合 計
地方債	一般公共事業債	2,124,620	597,921	170,999	172,150	337,676	861,331	515,756	4,780,453
	一般単独事業債	19,247,749	3,929,274	990,033	2,556,458	1,619,787	4,496,730	1,235,636	34,075,667
	公営住宅建設事業債	2,927,907	1,070,482	878,573	258,767	267,343	1,379,094	326,774	7,108,940
	義務教育施設整備事業債	1,859,231	929,451	158,851	633,810	398,917	731,338	48,873	4,760,471
	辺地対策事業債	491,366		88,065	506,896	514,531		233,259	1,834,117
	公共用地先行取得事業債						34,532	144,600	179,132
	災害復旧事業債	230,400	63,378	92,712	139,201	123,267	160,926	59,018	868,902
	厚生福祉施設整備事業債	76,765	85,069				169,074		330,908
	過疎対策事業債			1,946,063	1,681,990	1,871,442		1,850,787	7,350,282
	地域改善対策特定事業債						7,140		7,140
	財源対策債	850,979	399,451		252,582	233,183	224,805	113,913	2,074,913
	減収補てん債	80,000	27,000	44,000	21,800		313,500		486,300
	臨時財政特例債	65,421	1,927	2,662	54,483	9,054	265,625	20,870	420,042
	公共事業等臨時特例債	19,954	939		5,039		30,087	2,209	58,228
	減税補てん債	1,302,245	151,640	97,081	167,931	102,490	811,244	104,207	2,736,838
	臨時税收補てん債	297,885	51,479	31,200	58,894	30,211	154,409	37,494	661,572
	臨時財政対策債	785,900	227,700	194,400	261,100	202,300	524,200	219,600	2,415,200
	調整債	66,886		10,640	12,032	13,902	106,218	13,741	223,419
	都道府県貸付金	2,398	71,991	62,184	142,983	46,672	50,239	153,118	529,585
	公有林整備事業債	187,087	79,410		229,006		44,444	23,116	563,063
	特定資金公共投資事業債	215,205	41,004	59,579		24,668	134,683		475,139
	その他の地方債			102,932			94,235		197,167
小 計		30,831,998	7,728,116	4,929,974	7,155,122	5,795,443	10,593,854	5,102,971	72,137,478

協 議 項 目	5 財産の取扱い	関 係 項 目	債務
---------	----------	---------	----

(単位:千円)

項 目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	合 計
地方債	特別会計	麓第一土地区画整理事業特別会計(地域開発事業債)		524,900					524,900
		簡水債			267,064				267,064
		過疎債			41,032				41,032
		下水道事業特別会計				1,021,595			1,021,595
		簡易水道事業特別会計				803,355			803,355
		介護保険特別会計				24,453	3,187		27,640
		水道特別会計					979,832		979,832
		温泉供給特別会計					271,638		271,638
		小 計	0	524,900	308,096	1,849,403	1,254,657	0	3,937,056
	公営企業	水道事業会計債	697,349	571,298				2,350,771	3,619,418
		簡易水道事業債						791,941	791,941
		病院事業債					2,087,344		2,087,344
		小 計	697,349	571,298	0	0	0	4,438,115	6,498,703
	合 計		31,529,347	8,824,314	5,238,070	9,004,525	7,050,100	15,031,969	82,573,237
債務負担行為に基づく平成15年度以降の支出予定額		1,167,350	349,316	41,233	111,414	94,375	447,995	285,400	2,497,083

協 議 項 目	5 財産の取扱い	関 係 項 目	公共施設状況
調整の内容	1市6町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。		

項 目			国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	合 計
道 路	実 延 長	m	440,936	151,838	165,005	224,194	164,097	237,273	139,525	1,522,868
	改 良 済 延 長	m	279,737	93,843	75,310	90,842	60,901	101,755	84,094	786,482
	舗 装 済 延 長	m	421,099	107,922	153,931	167,561	147,088	202,819	114,332	1,314,752
橋 梁	橋 数	数	233	48	61	80	67	125	28	642
	うち、永久橋数	数	233	47	61	80	64	122	28	635
公 園	箇 所 数	箇所	24		2		1	50	6	83
	面 積	m ²	979,071		29700		借地 322, 270	124,919	323,855	1,779,815
公 営 住 宅		戸	2,154	350	406	275	140	938	242	4,505
給 水 人 口		人	50,990	8,714	5,200	9,272	5,105	36,031	5,810	121,122
公 共 下 水 道	処 理 人 口（汚 水）	人	16,378			1,203		5,666		23,247
	処 理 面 積（汚 水）	m ²	3,760,000			611,000		1,470,000		5,841,000
	排 水 人 口（雨 水）	人	16,378							16,378
	排 水 面 積（雨 水）	m ²	3,760,000							3,760,000
農 業 集 落 排 水	処 理 人 口	人								
	処 理 面 積	m ²								
保 育 所	箇 所 数	箇所	6	4	3	3	3	5	1	25
	定 員	人	470	255	170	175	125	485	120	1,800
小 学 校	学 校 数	箇所	11	3	3	6	3	6	2	34
	児 童 数	人	4,014	566	306	421	372	2,313	465	8,457
中 学 校	学 校 数	箇所	4	2	1	1	1	2	2	13
	生 徒 数	人	1,903	294	173	256	223	1,161	300	4,310
高等学校	学 校 数	箇所	1							1
	生 徒 数	人	923							923
児 童 館		箇所								
公 民 館		箇所	1	1	1	5	3	1	2	14
図 書 館		箇所	1				1	1		3
体 育 館 等		箇所	4	1	1	2	1	4	5	18
野 球 場		箇所	1							1

参考資料

協 議 項 目	5 財産の取扱い	関 係 項 目	資本・資産・負債
調整の内容	1市6町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。		

(単位:千円)

項 (公 営 企 業) 目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	合 計
固定資産	7,549,002	631,639				9,087,468		17,268,109
流動資産	702,558	317,787				1,343,403		2,363,748
繰延勘定								0
資産合計	8,251,560	949,426	0	0	0	10,430,871	0	19,631,857
固定負債	46,815					165,777		212,592
流動負債		1,122				261,815		262,937
負債合計	46,815	1,122	0	0	0	427,592	0	475,529
資本金	5,694,295	659,696				6,551,998		12,905,989
剰余金	2,510,450	288,608				3,451,281		6,250,339
資本合計	8,204,745	948,304	0	0	0	10,003,279	0	19,156,328
負債・資本合計	8,251,560	949,426	0	0	0	10,430,871	0	19,631,857
不良債務								0
実質資金不足額								0

財産の取扱い 先進地事例

平成15年9月1日現在

協 議 会 名	都道府県	構成市町村	調整方針案
東伯西部合併協議会 20,035人 140km ²	鳥取県	東伯町,赤碕町(2町)	1 財産の取得・管理・処分については、 現行のとおりとする。 2 財産台帳の整備・保管の取扱いについては、合 併時に一元化で調整する。 3 土地及び建物の賃貸借契約事務については、 合併時に一元化で調整する。 4 行政財産の管理事務については、合併時に一 元化で調整する。
上島合併協議会 8,285人 30km ²	愛媛県	魚島村,弓削町,生名村, 岩城村(1町3村)	4ヶ町村の所有する財産は、すべて新町に引き 継ぐものとする。なお、事務事業現況調査により 変更することもあり得る。
高松町・七塚町・宇ノ気町 合併協議会 34,565人 65km ²	石川県	高松町、七塚町、宇ノ 気町(3町)	1 三町の所有する財産、公の施設及び債務は、 すべて新市に引き継ぐものとする。 2 大海財産区財産は、大海財産区有財産として 新市に引き継ぐものとする。
萩広域市町村合併協議 会 64,409人 815km ²	山口県	萩市, 川上村,阿武町, 田万川町,むつみ村,須 佐町,旭村,福栄村(1市 3町4村)	1市2町4村は、それぞれ財産として、分庁舎や 地域における住民サービスの基幹的地区事務所 の設置、その機能については、現有庁舎の有効 活用、住民サービスを考慮するなど今後の検討課 題とする。現在の1市2町4村の支所、出張所は、 現行のまま存続する方向で検討する。
東かがわ市 36,928人 153km ²	香川県	引田町、白鳥町、大内 町の3町が平成15年4 月1日に合併	3町の所有する財産、公の施設及び債務は、す べて新市に引き継ぐものとする。
あさぎり町 18,233人 159km ²	熊本県	上村、免田町、岡原 村、須恵村、深田村の 1町3村が平成15年4 月1日に合併	財産及び債務の取扱いについて(山林の取扱い てら除く) (1)公有財産(山林を除く)については、現行のま ま新町に引き継ぐ。 (2)物品については、現行のまま新町に引き継 ぐ。 (3)共通の基金額については、合併後の推定標 準財政規模の最低20%を確保する。また、その 他の基金額(奨学基金、救護施設基金、土地開発 基金)については、合併時の現有額を持ち寄る。 (4)債務については、現行のまま新町に引き継 ぐ。 山林の取扱いについて (1)岡原村・須恵村・深田村の所有する山林につ いては、すべて新町に引き継ぐ。なお、関係村が 締結している分収林契約についても、新町に引き 継ぐものとする。 (2)上村の所有する山林については、合併時に財 産区を設置し財産区管理会を設けて管理運営に あたる。なお、分収林契約については財産区に引 き継ぐものとし、当該山林に要した負債につい ては上村が合併前に一括償還するものとする。ま た、財産区運営のため、合併時に基金を設置する こととする。

消防団の取扱いについて(協定項目23)

消防団の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 1市6町の消防団員は、すべて新市に引き継ぐ。
- 2 新市の消防団は7団で構成し、原則として団の指揮命令系統及び管轄区域は現行のとおりとする。なお、合併後4年以内に組織形態及び定員などの見直しを行う。
- 3 各消防団の組織形態は部制を基本とし、階級も含めて合併までに統一する。
- 4 消防団拠点施設及び機械等はすべて新市に引き継ぐ。

平成15年12月11日 提 出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	消防団の取扱い	関係項目
調整の内容	1 1市6町の消防団員は、すべて新市に引き継ぐ。 2 新市の消防団は7団で構成し、原則として団の指揮命令系統及び管轄区域は現行のとおりとする。なお、合併後4年以内に組織形態及び定員などの見直しを行う。 3 各消防団の組織形態は部制を基本とし、階級も含めて合併までに統一する。	

各市町の現況（定数、報酬等）												
項 目	国分市			溝辺町			横川町			牧園町		
名 称	国分市消防団			溝辺町消防団			横川町消防団			牧園町消防団		
分団数及び部数	7分団 21部			4分団			5分団			9分団		
定数等	階 級 名	定 員	実 員	階 級 名	定 員	実 員	階 級 名	定 員	実 員	階 級 名	定 員	実 員
	団 長	1	1	団 長	1	1	団 長	1	1	団 長	1	1
	副 団 長	2	2	副 団 長	1	1	副 団 長	1	1	副 団 長	2	2
	分 団 長	7	7	分 団 長	4	4	分 団 長	5	5	分 団 長	9	9
	副分団長	7	7	副分団長	4	4	副分団長	5	5	副分団長	9	9
	部 長	21	21	部 長	5	5	部 長	10	10	部 長	9	9
	班 長	21	21	班 長	20	20	班 長	15	15	班 長	33	32
	団 員	261	240	団 員	88	84	団 員	75	65	団 員	125	123
	合 計	320	299	合 計	123	119	合 計	112	102	合 計	188	185
任期	4年（班長以上）			4年（部長以上幹部）			4年（団長、副団長のみ）最高6年			4年（団長のみ）		
任用要件	当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者、年齢18歳以上の者、志操堅固で、かつ、心身強健な者			当該消防団の区域内に居住する者、年齢20歳以上の者、心身が健全な者、素行不良でない者			当該消防団の区域内に居住する18歳以上の者、志操堅固、身体強健な者			年齢18歳以上の男子であって、町内に住所を有する者		
報酬等	階 級 名	年報酬額		階 級 名	年報酬額		階 級 名	年報酬額		階 級 名	年報酬額	
	団 長	190,300		団 長	164,000		団 長	161,500		団 長	163,500	
	副 団 長	128,400		副 団 長	111,000		副 団 長	115,500		副 団 長	116,800	
	分 団 長	87,700		分 団 長	90,000		分 団 長	93,500		分 団 長	93,700	
	副分団長	71,000		副分団長	68,000		副分団長	65,500		副分団長	68,100	
	部 長	65,100		部 長	58,000		部 長	55,500		部 長	57,500	
	班 長	52,100		班 長	52,000		班 長	50,500		班 長	51,700	
	団 員	47,400		団 員	49,000		団 員	47,500		団 員	47,800	
	機 関 員	73,900		技術報酬（機関員）	28,000		ポンプ車運転手	27,500		ポンプ車	40,000	
				技術報酬（操法手）	24,000		ポンプ車機関班員	22,500		積載車	33,000	
							小型ポンプ機関班員	18,000		小型ポンプ	20,000	
										ラッパ手	17,000	
	H14決算額合計	16,899,700		H14決算額合計	7,372,999		H14決算額合計	6,868,876		H14決算額合計	10,927,800	

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	消防団の取扱い	関係項目
調整の内容	1 1市6町の消防団員は、すべて新市に引き継ぐ。 2 新市の消防団は7団で構成し、原則として団の指揮命令系統及び管轄区域は現行のとおりとする。なお、合併後4年以内に組織形態及び定員などの見直しを行う。 3 各消防団の組織形態は部制を基本とし、階級も含めて合併までに統一する。	

各市町の現況（定数、報酬等）										
項目	霧島町			隼人町			福山町			調整の具体的内容
名称	霧島町消防団			隼人町消防団			福山町消防団			
分団数部数	4分団			6分団17部2班			8分団			
定数等	階級名	定員	実員	階級名	定員	実員	階級名	定員	実員	
	団長	1	1	団長	1	1	団長	1	1	
	副団長	2	2	副団長	2	2	副団長	2	2	
	分団長	4	4	分団長	6	6	分団長	8	8	
	副分団長	4	4	副分団長			副分団長	8	8	
	部長			部長	17	17	部長	8	8	
	班長	20	20	班長	40	40	班長	22	22	
	団員	69	68	団員	174	171	団員	103	99	
	合計	100	99	合計	240	237	合計	152	148	
任期	4年（団長のみ）			3年			4年（団長、副団長のみ）			
任用要件	当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者、年齢18歳以上の者、志操堅固で、かつ身体強健な者			年齢18歳以上の者で本町に住所を有する者			区域内に住所を有する、18歳以上の男子			
報酬等	階級名		年報酬額	階級名		年報酬額	階級名		年報酬額	
	団長		150,000	団長		175,600	団長		158,900	
	副団長		109,000	副団長		109,000	副団長		113,400	
	分団長		86,000	分団長		83,800	分団長		92,000	
	副分団長		65,000	副分団長			副分団長		67,000	
	部長			部長		50,700	部長		53,300	
	班長		54,000	班長		48,000	班長		51,000	
	団員		49,000	団員		45,000	団員		46,500	
	ポンプ等操法要員		20,000	機械員		45,000	可般動力ポンプ技術手当		11,100	
							自動車整備手当		23,000	
	H14決算額合計		5,815,000	H14決算額合計		12,480,000	H14決算額合計		8,114,400	

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	消防団の取扱い	関係項目
調整の内容	4 消防団拠点施設及び機械等はすべて新市に引き継ぐ。	

各市町の現況（消防施設、費用弁償）								
項 目	国分市		溝辺町		横川町		牧園町	
消防施設等	種 別	数	種 別	数	種 別	数	種 別	数
	詰 所	21	詰 所	4	詰 所	9	詰 所	9
	消 火 栓	378	消 火 栓	130	消 火 栓	0	消 火 栓	18
	防 火 水 槽	63	防 火 水 槽	104	防 火 水 槽	14	防 火 水 槽	42
	ポ ン プ 車	7	ポ ン プ 車	4	ポ ン プ 車	2	ポ ン プ 車	5
	積 載 車	14	積 載 車	5	積 載 車	9	積 載 車	9
	小型動力ポンプ		小型動力ポンプ	8	小型動力ポンプ		小型動力ポンプ	16
費用弁償等	行事等の内容	金額(単価)	行事等の内容	金額(単価)	行事等の内容	金額(単価)	行事等の内容	金額(単価)
	出初式	4,600	球技大会	4,600	県・町訓練	4,500	県・町防災訓練等	4,700
	幹部会	4,600	球技大会練習2日	4,600	出初式	4,500	出初式	4,700
	市操法大会	4,600	支部球技大会	4,600	各地区の出初式参加	4,500	各地区の出初式参加	4,700
	支部操法大会	4,600	支部球技大会練習4日	4,600	大雨・台風等警戒	4,500	火災・台風等災害時	4,700
	支部操法大会練習9日	4,600	操法大会	4,600	町夏祭り花火警戒	4,500	行方不明・山岳救助	4,700
	水利点検・広報等	4,600	操法大会練習7日	4,600	年末警戒	4,500	年末警戒	4,700
	春の火災予防訓練	4,600	支部操法大会約30日	4,600	町球技大会	4,500	支部操法、球技大会	4,700
	行方不明者搜索	4,600	県操法大会約15日	4,600	支部球技大会練習	4,500	防災点検	4,700
	県防災訓練	4,600			支部球技大会	4,500	幹部会・後援会合同会議	4,700
	普通救命講習	4,600			自主訓練	4,500		
	市球技大会	4,600			幹部会	4,500		
	支部球技大会練習6日	4,600			行方不明者搜索	4,500		
					防災点検	4,500		
その他の補助金	内 容	金 額	内 容	金 額	内 容	金 額	内 容	金 額
					幹部会補助金	231,000		

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	消防団の取扱い	関係項目
調整の内容	4 消防団拠点施設及び機械等はすべて新市に引き継ぐ。	

各市町の現況（消防施設、費用弁償）							
項 目	霧島町		隼人町		福山町		調整の具体的内容
消防施設等	種 別	数	種 別	数	種 別	数	1. 拠点施設及び機械等は新市へ引継ぐ。なお、ポンプ車、積載車の耐用年数を「18年間」で統一し、随時更新を行う。 2. 各団独自の補助金等は、合併までに調整する。
	詰 所	4	詰 所	19	詰 所	8	
	消 火 栓	88	消 火 栓	273	消 火 栓	38	
	防 火 水 槽	50	防 火 水 槽	22	防 火 水 槽	92	
	ポ ン プ 車	4	ポ ン プ 車	10	ポ ン プ 車	2	
	積 載 車	4	積 載 車	9	積 載 車	7	
	小型動力ポンプ	6	小型動力ポンプ	9	小型動力ポンプ	1	
費用弁償等	行事等の内容	金額(単価)	行事等の内容	金額(単価)	行事等の内容	金額(単価)	
	消防出初め式	4,700	町操法大会3日	4,900	出初式	4,600	
	訓練（火災予防等）	4,700	支部操法大会5日	4,900	年末警戒	4,600	
	月例点検（分団各2名）	4,700	県操法大会10日	4,900	春・秋火災予防週間広報	4,600	
	火災・災害等出動	4,700	町球技大会	4,900	操法大会	4,600	
	行方不明者搜索	4,700	支部球技大会3日	4,900	支部操法大会	4,600	
	年末警戒（1日分）	4,700	出初式練習2日	4,900	球技大会	4,600	
	球技大会・操法大会	4,700	年末警戒	4,900	支部球技大会	4,600	
	球技大会練習（2日分）	4,700	火災予防週間の広報	4,900	支部操法大会練習	4,600	
	ポンプ車練習（120日）	4,700	避難所待機	4,900	新入団員訓練	4,600	
	小型ポンプ練習（110日）	4,700	年末広報	4,900	合同防災訓練	4,600	
	幹部会	4,700			定期監査立会い	4,600	
					火災（出動命令による）	4,600	
					行方不明者搜索（同上）	4,600	
その他の補助金	内 容	金 額	内 容	金 額	内 容	金 額	

消防組織法

(総則)

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

第2条～第8条 省略

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

1. 消防本部
2. 消防署
3. 消防団

第10条～第14条の5 省略

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

- 2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。
- 3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

第15条の2 消防団に消防団員を置く。

- 2 消防団員の定員は、条例で定める。

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服利に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

先進事例

・川薩地区法定合併協議会（鹿児島県）

- 1 消防団については、合併までに統合し、分団等の組織は各地区の状況に応じて調整する。指揮命令系統についても、合併までに調整する。
- 2 消防団員については、新市の消防団員として引き継ぐ。
- 3 消防団施設、設備等については、現行のまま新市に引継ぎ、新市において施設整備計画を策定する。
- 4 消防団員の報酬、手当等、被服貸与、任免、表彰制度については、合併までに調整する。
- 5 消防団の諸行事については、地域の実情を考慮し、合併までに調整する。
- 6 消防団無線については、現有施設を利用した連絡体制とし、合併後３年以内を目処に調整する。
- 7 消防団に関係する公共的団体については、公共的団体等の取扱いによる。
- 8 消防団に関係する補助金については、補助金・交付金等の取扱いによる。

・唐津・東松浦合併協議会（佐賀県）

- ① １市６町２村の消防団の組織は、現行のまま新市に引継ぎ、新市消防計画作成に合わせて調整する。
- ② 報酬、費用弁償、出動手当等は、現行のまま新市に引継ぎ、新市消防計画の作成と合わせ新基準を作成し、調整する。
- ③ 配備車両等は、現行のまま新市に引継ぐ。

・宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会（愛媛県）

- ①消防組織機構については、合併時に統合する。
- ②人事、報酬、手当、公務災害補償及び退職報奨金については、合併時に統一する。

・松江・八束合併協議会（島根県）

- １．消防団組織については、現行のとおり新市に引き継ぎ、統合に向けて調整するものとし、新市における複数の消防団の密接な連携による一体的な運用を図るため、合併時に連合消防団を置く。
- ２．消防団員は、すべて新市の消防団員として引き継ぐ。
- ３．消防団員の定員、報酬及び出動手当等については、新市において速やかに調整する。
- ４．消防団の装備及び資機材については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

・本荘由利一市七町合併協議会（秋田県）

- (1) 消防団は、合併時に統合する。
なお、分団等の組織は当面現行のとおりとするが、新市において適正な組織体制について検討するものとする。
- (2) 報酬等については、合併時までに調整を図り統合する。
- (3) 消防団の施設・設備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 出初式については、新市において同一会場で実施できるように調整する。その他の諸行事については、現市町ごとに現行のとおり実施するよう新市において調整を図る。

消防防災関係事業の取扱いについて(協定項目25-6)

消防防災関係事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 新市に防災会議及び水防協議会をおき、速やかに地域防災計画及び水防計画を策定する。
- 2 災害対策本部の組織編成は、新市の行政組織や常備消防体制と整合性を図り、合併までに調整する。
- 3 防災行政無線については、次のとおりとする。
 - (1) 同報系は、現行のとおり新市に引継ぐ。未整備地区にも災害危険箇所等を優先し、新市において導入を検討する。
 - (2) 移動系は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、集中管理室の設置を検討する。
- 4 新市において速やかに、周辺市町及び関係機関と「災害相互応援協定」を締結する。

平成15年12月11日 提 出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	消防防災関係事業	関係項目	
調整の内容	1 新市に防災会議及び水防協議会をおき、速やかに地域防災計画及び水防計画を策定する。		

各市町の現況（防災会議、水防協議会、地域防災計画概要）				
項 目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
防災会議	国分市防災会議 【組織を構成する機関】 指定地方行政機関 鹿児島県の知事の部内 鹿児島県警察 市 教育長 消防団長及び国分地区消防長 陸上自衛隊第12普通科連隊長 指定公共機関、指定地方公共機関	溝辺町防災会議 【組織を構成する機関】 指定地方行政機関 鹿児島県の知事の部内 鹿児島県警察 町 教育長 消防長及び消防団長 指定公共機関、指定地方公共機関	横川町防災会議 【組織を構成する機関】 指定地方行政機関 鹿児島県の知事の部内 鹿児島県警察 町 教育長 消防長及び消防団長 指定公共機関、指定地方公共機関	牧園町防災会議 【組織を構成する機関】 指定地方行政機関 鹿児島県の知事の部内 鹿児島県警察 町 教育長 消防団長 指定公共機関、指定地方公共機関 関係公共機関
水防協議会	なし	なし	横川町水防協議会	なし
水防計画	あり	なし	あり	なし
地域防災計画	計画の概要	計画の概要	計画の概要	計画の概要
	昭和39年作成 随時更正 1 風水害対策編 (1) 総則 (2) 災害予防計画 (3) 災害応急対策計画 (4) 災害復旧計画	昭和38年10月編集 平成12年 4月更正 1 風水害対策編 (1) 総則 (2) 災害予防計画 (3) 災害応急対策計画 (4) 災害復旧計画 (5) 資料編	平成11年8月編集・発行 第1編 総則 第2編 一般災害対策編 第1章 災害予防計画 第2章 災害応急対策計画 第3章 災害復旧・復興計画 第3編 震災対策編 第1章 災害予防計画 第2章 災害応急対策計画 第3章 災害復旧・復興計画 参考資料	昭和42年4月作成 昭和60年4月修正 平成 6年4月修正 1 風水害対策編 (1) 総則 (2) 災害予防計画 (3) 災害応急対策計画 (4) 霧島山火山防災計画 (5) 災害復旧計画

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	消防防災関係事業	関係項目
調整の内容	1 新市に防災会議及び水防協議会をおき、速やかに地域防災計画及び水防計画を策定する。	

各市町の現況（防災会議、水防協議会、地域防災計画概要）				
項 目	霧島町	隼人町	福山町	具体的な調整内容
防災会議	霧島町防災会議 【組織を構成する機関】 指定地方行政機関 鹿児島県の知事の部内 鹿児島県警察 町 教育長 消防団長 指定公共機関、指定地方公共機関	隼人町防災会議 【組織を構成する機関】 指定地方行政機関 陸上自衛隊第12普通科連隊長 鹿児島県の知事の部内 鹿児島県警察 町 教育長 消防団長、隼人分遣所長 指定公共機関、指定地方公共機関	福山町防災会議 【組織を構成する機関】 指定地方行政機関 鹿児島県の知事の部内 鹿児島県警察 町 教育長 消防団長及び消防長 指定公共機関、指定地方公共機関	防災会議、水防協議会の委員構成は合併までに調整する。 なお、空港関係者も委員に加えることで調整する。
水防協議会	なし	隼人町水防協議会	福山町水防協議会	
水防計画	なし	あり	あり	地域防災計画、水防計画は、新市において策定することとし策定までは旧市町の例によることとする。
地域防災計画	計画の概要 昭和42年4月作成 平成12年5月最終修正 1 風水害対策編 （1）総則 （2）災害予防計画 （3）災害応急対策計画 （4）霧島山火山防災計画 （5）災害復旧計画	昭和43年作成 平成12年5月修正 1 風水害対策編 （1）総則 （2）災害予防計画 （3）災害応急対策計画 （4）災害復旧計画	昭和54年作成 平成15年5月修正 1 風水害対策編 （1）総則 （2）災害予防計画 （3）災害応急対策計画 （4）災害復旧計画 （5）参考	

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	消防防災関係事業	関係項目	
調整の内容	2 災害対策本部の組織編成は、新市の行政組織や常備消防体制と整合性を図り、合併までに調整する。		

各市町の現況（防災体制、災害対策本部、水防業務概要）					
項 目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町
地域 防 災 計 画	防災体制	第1 配備 比較的軽微な災害が発生した場合、又はその恐れがある場合。 第2 配備 大規模な災害が発生した場合、又はその恐れがある場合。 第3 配備 市内全域にわたり激甚な災害が発生し、その状況により全職員の配備を必要とする場合。	第1 配備 災害の情報を得てから発生までの時間的余裕があるとき。 第2 配備 第1 配備に引き続き災害が発生する可能性があるとき。 第3 配備 災害の発生がほぼ、確実になったとき 緊急配備 災害が確実になったとき。災害が発生したとき。	第1 配備（警戒体制） 強風、大雨、大雪及び洪水の各注意報が発令された時で町長が必要と認めた時。 第2 配備（非常体制） 暴風、大雨、大雪及び洪水の各警報が発令されたとき。 大規模な地震、火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 災害救助法が適用される災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、町長が必要と認めた時 第3 配備（緊急体制） 町の全域にわたって被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、又は全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合で、町長が必要と認めたとき。	第1 配備 比較的軽微な災害が発生した場合又はそのおそれがある場合 第2 配備 大規模な災害が発生した場合又はそのおそれがある場合 第3 配備 町内全域にわたり激甚な災害が発生し、その状況により全職員の配備を必要とする場合
	災害対策本部	設置基準 1 災害対策本部（以下、「本部」という。）は次のような災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき設置するものとする。 （1）大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。 （2）災害が発生し、その規模及び範囲から判断し本部を設置して対策の実地を必要とするとき。	設置基準 災害が発生し又は発生するおそれがある場合	設置基準 1 大規模な災害発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。 2 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し本部を設置して対策の実施を必要とするとき。 3 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。	設置基準 特に定めてないが、災害の規模により町長が必要と認めるとき。
水防計画	水防業務概要	水防本部長は、水防警報等の発令により警戒を必要と認めたときは、各河川等の水防分担区域の各分団長に対し必要団員による河川等の巡視を行うよう指示する。	上流域の降雨の状況や各河川の水位の上昇量、降雨状況等により溝辺町では注意体制、警戒体制、災害対策本部の設置などの応急体制をとっている。 消防団が水防団を兼務。	降雨の状況、各河川の水位の上昇料等により、注意体制、警戒体制、災害対策本部の設置等の応急体制をとっている。 消防団が水防団を兼務する。	牧園町内には二級河川中津川をはじめ準用河川が天降川に合流している。梅雨時ならびに台風等による大雨により各河川の水位が上昇し水防の必要が重要であり、情報の収集と水防活動が町民の生命と財産の安全のために大変重要となっている。

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	消防防災関係事業	関係項目
調整の内容	2 災害対策本部の組織編成は、新市の行政組織や常備消防体制と整合性を図り、合併までに調整する。	

各市町の現況（防災体制、災害対策本部、水防業務概要）				
項 目	霧島町	隼人町	福山町	具体的な調整内容
地域 防 災 計 画	防災体制 第1 配備 比較的軽微な災害が発生した場合又はその恐れがある場合。 第2 配備 大規模な災害が発生した場合又はその恐れがある場合。 第3 配備 町内全域にわたり激甚な災害が発生し、その状況により全職員の配備を必要とする場合	第1 配備 比較的軽微な災害が発生した場合又は、そのおそれがある場合。 第2 配備 大規模な災害が発生した場合又は、そのおそれがある場合。 第3 配備 町内全域にわたり激甚な災害が発生し、その状況により全職員の配備を必要とする場合。	第1 配備 比較的軽微な災害 第2 配備 比較的大規模な災害が発生し、又恐れのある場合 第3 配備 町内全域にわたる大災害の発生	災害対策本部を含めた防災体制は、合併までに新市の組織機構等を考慮し、統一した基準を作成する。
	災害対策本部 設置基準 1 災害対策本部は、次のような災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき設置するものとする。 （1）大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき （2）災害が発生し、その規模及び範囲から判断し本部を設置して対策の実施を必要とするとき	設置基準 1 町災対本部は、次のような災害が発生するおそれのあるとき設置するものとする。 （1）大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。 （2）災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とするとき。	設置基準 1 災害対策本部は次のような災害が発生し、または、発生するおそれのあるとき設置するものとする。 （1）大規模な災害の発生が予想され、その対策を要するとき。 （2）災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とするとき。	
水防計画	水防業務概要 上流域の降雨の状況や各河川の水位の上昇量、降雨状況等により霧島町では注意体制（第1 配備）、警戒体制（第2 配備）、災害対策本部の設置などの応急体制をとっている。 消防団が水防活動を兼務。	上流域の降雨の状況や各河川の水位の上昇量、降雨状況等により隼人町では注意体制、警戒体制、災害対策本部の設置などの応急体制をとっている。 水防については、消防団が水防団を兼務。	福山町内には、準用河川（11）普通河川（17）の河川があり、梅雨時期ならびに台風による大雨により各河川の水位が上昇し、水防の必要性が重要であり、情報の収集と水防活動が大変重要となっている。 消防団が水防活動を兼務。	

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項		消防防災関係事業		関係項目	
調整の内容		3 防災行政無線については、次のとおりとする。 （１）同報系は、現行のとおり新市に引継ぐ。未整備地区にも災害危険箇所等を優先し、新市において導入を検討する。 （２）移動系は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、集中管理室の設置を検討する。 4 新市において速やかに、周辺市町及び関係機関と「災害相互応援協定」を締結する。			
各市町の現況（防災行政無線、災害時の相互応援協定等）					
項 目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町
防 災 行 政 無 線	同報無線	該当なし	有	有	該当なし
	親局		溝辺町役場内	横川町役場内	
	中継局		1 局	1 局	
	子局		町内 29 局	屋外 18 局	
	戸別受信機		町内各戸へ戸別受信機設置	町内各戸へ戸別受信機設置	
	固定型		総務課 1 箇所	総務課 1 箇所、大口消防署 1 箇所	
	移動無線	有	有	有	有
	統制台等	統制台 1 台（総務課） 副統制台 1 台 中継局 2 台 リモコン 15 台	基地局 溝辺町役場内	統制台 1 台（無線室） 中継局 1 局（丸岡） リモコン 3 台（総務課、農林課、建設課）	基地局 牧園町役場内
	呼び出し名称	ぼうさいこくぶし	みぞべぼうさい	よこがわぼうさい	まきぞのぼうさい
	型及び常置場所	携帯型30 消防団消防車 21 台 公用車 9 台 可搬型10 上場 6 公民館長宅 6 台 無線機械室 4 台 携帯型54 市役所 12 台 小学校 13 台 消防団団長、副団長 3 台 公民館長宅 19 台 その他関係機関 7 台	車載型無線装置消防車 9 台 公用車 18 台 可搬型無線装置 4 台 携帯型無線装置 役場 3 台	車載型20 公用車17 台 消防車11 台 分遣所 2 台 携帯型10 役場 10 台	車載型無線装置 消防車 15 台、公用車 12 台 可搬型無線装置 1 台 集落可搬型無線装置 役場 3 台、各自治公民館 11 台 新湯地区は無線が入らないので、携帯電話の契約をしている。（年間30,000円）
災害時の相互 応援協定等	国分市・隼人町消防相互応援協定 国分市・霧島町消防相互応援協定 国分市・福山町消防相互応援協定 国分市・財部町消防相互応援協定 鹿児島県消防相互応援協定 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定	溝辺町、隼人町長消防相互応援協定 溝辺町、加治木町長消防相互応援協定 鹿児島空港及びその周辺における消 火救難活動に関する協定 鹿児島県消防相互応援協定 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応 援協定	鹿児島県消防相互応援協定 栗野町・横川町・霧島町・牧園町消 防相互応援協定 九州縦貫自動車道における消防相互 応援協定 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応 援協定	牧園町・隼人町消防相互応援協定 鹿児島県消防相互応援協定 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応 援協定	

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	消防防災関係事業	関係項目
調整の内容	3 防災行政無線については、次のとおりとする。 (1) 同報系は、現行のとおり新市に引継ぐ。未整備地区にも災害危険箇所等を優先し、新市において導入を検討する。 (2) 移動系は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、集中管理室の設置を検討する。 4 新市において速やかに、周辺市町及び関係機関と「災害相互応援協定」を締結する。	

各市町の現況（防災行政無線、災害時の相互応援協定等）					
項 目	霧島町	隼人町	福山町	具体的な調整内容	
防 災 行 政 無 線	同報無線	該当なし	該当なし	有	同報無線の未整備地区は、新市において、災害危険箇所等を優先するなどの方法で、導入を検討する。 移動無線は、7つの異なる周波数を併用できる集中管理室の設置を検討し、新市において一体となった出動体制を構築する。
	親局			本庁舎内	
	中継局			1 局	
	子局			町内 9 局	
	戸別受信機			町内各戸へ戸別受信機設置	
	固定型			本庁舎内 1 箇所	
	移動無線	有	有	有	
防 災 行 政 無 線	統制台等	基地局 1 箇所 中継局 1 箇所	基地局 隼人町役場内 固定型 5 箇所 中継局 1 箇所 子局 3 9 局	基地局 福山町役場内 移動系制御器 所属課 8 箇所	
	呼び出し名称	ぼうさいきりしま	はやとぼうさい	ふくやまぼうさい	
	型及び常置場所	車載型無線装置（25 台） 公用車 17 台、消防車 8 台 携帯型無線装置（26 台） 役場 15 台、消防団幹部 11 台	車載型無線装置 消防車 20 台、公用車 14 台 携帯型無線装置 役場 17 台、消防団 9 台	車載型無線装置 消防車 9 台、公用車 14 台 携帯型無線装置 役場 9 台、スクールバス 1 台	
	災害時の相互応援協定等	災害時における町内郵便局との相互協力（霧島郵便局） 鹿児島県消防相互応援協定 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定	消防相互応援協定（国分市・溝辺町・加治木町・牧園町） 非常災害相互援助協定（国分警察署） 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定 鹿児島県消防相互応援協定 災害及び事故時における救援活動に関する協定（錦江漁業協同組合） 災害時における相互協力に関する覚書（隼人郵便局）	消防業務相互応援協定（輝北町・垂水市・大隅町・国分市） 非常災害相互援助協定 国分警察署 鹿児島県消防相互応援協定 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定	

災害対策基本法

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第8条第2項において「自主防災組織」という。）の充実に図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

第5条の2～第15条 省略

(市町村防災会議)

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施推進のため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第1項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととするとき（第2項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、都道府県知事に協議しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による協議に際しては、当該都道府県防災会議の意見を聴かななければならない。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約）で定める。

水防法

(市町村の水防責任)

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(指定水防管理団体)

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

第5条 省略

(水防団)

第6条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

第7条～第8条 省略

(河川等の巡視)

第9条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な指定を求めなければならない。

第10条～第24条 省略

(水防計画)

第25条 指定管理団体の水防管理者は、水防協議会を置く指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を置かず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を置く市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議にはかつて、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、都道府県知事に協議しなければならない。

(水防協議会)

第26条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長1人及び委員25人以内で組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

先進事例

・日田市郡合併協議会（大分県）

- 一 防災会議及び水防協議会については、新市において設置し、速やかに地域防災計画を策定する。
- 二 防災行政無線については、現行どおり新市に引き継ぎ、装置の集中制御及び遠隔制御については、新市において速やかに調整する。
- 三 消防水利については、現行どおり新市に引き継ぎ、施設整備の単独補助については、日田市の制度による。
- 四 その他軽微な事項については、合併までに事務的に調整する。

・日置合併協議会（鹿児島県）

- 1 防災会議については、合併時に新たに設置し、地域防災計画については、新市において速やかに策定する。
- 2 災害対策本部の編成については、新市の組織機構に合わせて合併時に組織編成を行う。
- 3 防災行政無線については、合併後当面は現行体制を維持し、新市において周波数の統合を含め、管理運用の統合を図る。
- 4 6町及び一部の町が、他市町及び郵便局と締結している各種相互応援協定等については、新市において新たに締結する。

・宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会（愛媛県）

- 防災関係事業については、次のとおり調整を図るものとする。
- ①地域防災計画及び水防計画については、合併後新市において速やかに統合する。
 - ②災害対策本部及び災害時の相互応援支援協定については、合併時に統合する
 - ③防災行政無線は、当面現行のとおりとし、合併後に検討する。

・高田郡六町村合併協議会（広島県）

- （1）防災会議については、合併時に新たに設置する。
- （2）地域防災計画については、新市において速やかに策定する。
- （3）防災無線の統合については、新市において情報伝達施設設備の整備とあわせ総合的に検討する。
- （4）高田郡6町または郡内の一部の町が、他市町村及び郵便局等と締結している各種相互応援協定等については、新市に引き継ぐ。高田郡6町間で締結している各種相互応援協定は、合併の前日に廃する。
- （5）消防施設整備については、新市において調整する。
- （6）私設消防の取扱いについては、現行のとおりとする。
- （7）消防表彰制度については、合併までに調整し、新市に引き継ぐ

環境衛生事業について（協定項目 2 5 － 1 0）

環境衛生事業について、次のとおり協議を求める。

- 1 ダイオキシン等有害物質の発生防止については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 公害調査の実施方法については、国分市の調査体制等を基本に、新市において調整する。
- 3 環境対策審議会については、設置をしている国分市、横川町、隼人町の例により、新市において調整する。
- 4 浄化槽整備計画については、下水道計画のある国分市、牧園町、隼人町の例により、新市において速やかに策定するものとする。
- 5 合併処理浄化槽の補助事業については、新市に引き継ぐものとする。ただし、補助対象区域及び補助内容については、合併までに調整する。
- 6 廃棄物処理基本計画については、国分市の例により、新市において策定する。また、処理計画（実施計画）については、当分の間、旧市町方式での計画で策定し、衛生管理組合との協議を経て、新市において速やかに調整する。
- 7 不燃物処理場については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、新たな施設については、新市において検討する。
- 8 容器包装リサイクル法関連の資源ごみの収集品目、収集回数、排出先等については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整し、統一するものとする。ただし、収集品目については、横川町、牧園町の例により調整し、統一するものとする。なお、統一の時期については、新市において協議する。
- 9 ごみの収集方法については、衛生管理組合等と協議を行い、合併までに調整する。また、ごみの運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 10 し尿・浄化槽汚泥の収集方法及び運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、汲み取り料金については、合併までに調整する。
- 11 環境保全協定については、新市において協定内容を見直し、速やかに締結する。
- 12 地球温暖化対策については、地球温暖化防止計画を隼人町、福山町の例により、新市において速やかに策定する。

平成15年 1 2 月 1 1 日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 0 環 境 衛 生 事 業	関 係 項 目	ダイオキシン類対策
調整の内容	1 ダイオキシン等有害物質の発生防止については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
ダイオキシン類対策	【概要】 ・町広報誌に掲載 ・独自のパンフレット等による啓発 ・説明会等の実施、参加 ・野外焼却の禁止のパンフレットの配布 【目的】 一般廃棄物の焼却によるダイオキシン等有害物質の発生を防止し、環境保全に寄与する。 【実施時期】 不定期 【対象】 全世帯	【概要】 ・「焼却禁止」を町広報誌に掲載し、啓発に努める。 【目的】 一般廃棄物の焼却によるダイオキシン等有害物質の発生を防止し、環境保全に寄与する。 【実施時期】 不定期 【対象】 全世帯	【概要】 ・「焼却禁止」を町広報誌に掲載し、啓発に努める 【目的】 一般廃棄物の焼却によるダイオキシン等有害物質の発生を防止し、環境保全に寄与する。 【実施時期】 不定期 【対象】 全世帯	【概要】 ・町広報誌に掲載 ・独自のパンフレット等による啓発 ・説明会等の実施、参加 ・「屋外焼却禁止」の説明会、パンフレットの配布 【目的】 一般廃棄物の焼却によるダイオキシン等有害物質の発生を防止し、環境保全に寄与する。 【実施時期】 不定期 【対象】 全世帯

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 0 環 境 衛 生 事 業	関 係 項 目	ダイオキシン類対策
調整の内容	1 ダイオキシン等有害物質の発生防止については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
ダイオキシン類対策	【概要】 ・広報誌等による焼却禁止の啓発 ・町内巡回による指導 ・電話問い合わせに対する回答 ・野焼き禁止チラシの作成配布 【目的】 一般廃棄物の焼却によるダイオキシン等有害物質の発生を防止し、環境保全に寄与する。 【実施時期】 通年 【対象】 全世帯	【概要】 ・「焼却炉の使用禁止」、「野外焼却禁止」を町広報誌に掲載 ・独自のパンフレットによる全戸配布・啓発 【目的】 一般廃棄物の焼却によるダイオキシン等有害物質の発生を防止し、環境保全に寄与する。 【実施時期】 不定期 【対象】 全世帯	【概要】 ・町広報誌に掲載 ・独自のパンフレット等による啓発 ・説明会等の実施、参加 ・「屋外焼却禁止」の説明会、パンフレットの配布 【目的】 一般廃棄物の焼却によるダイオキシン等有害物質の発生を防止し、環境保全に寄与する。 【実施時期】 不定期 【対象】 全世帯	ダイオキシン等有害物質の発生防止については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 0 環 境 衛 生 事 業	関 係 項 目	公害調査
調整の内容	2 公害調査の実施方法については、国分市の調査体制等を基本に、新市において調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
公害調査	【概要】 水質、騒音、悪臭等について苦情があった場合は、現地の確認・調査を行い対応する。 【調査予算】 悪臭規制調査委託料 291千円 【測定機器】 デジタル騒音計	【概要】 住民からの通報により町職員が現地へ出向き状況確認等を行なっている。	【概要】 住民からの通報により町職員が現地へ出向き状況確認等を行なっている。	【概要】 住民からの通報により町職員が現地へ出向き状況確認等を行なっている。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 0 環 境 衛 生 事 業	関 係 項 目	公 害 調 査
調整の内容	2 公害調査の実施方法については、国分市の調査体制等を基本に、新市において調整する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
公害調査	【概要】 住民からの通報により町職員が現地へ出向き状況確認等を行なっている。	【概要】 住民からの通報により町職員が現地へ出向き状況確認等を行なっている。	【概要】 住民からの通報により町職員が現地へ出向き状況確認等を行なっている。	公害調査の実施方法については、国分市の調査体制等を基本に、新市において調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 0 環 境 衛 生 事 業	関 係 項 目	環 境 対 策 審 議 会
調整の内容	3 環境対策審議会については、設置をしている国分市、横川町、隼人町の例により、新市において調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
環境対策審議会	○国分市環境対策審議会 【概要】 環境基本法第44条の規定に基づき、国分市環境対策審議会を設置し、市長の諮問に応じ、環境対策に関する基本的事項を調査、審議する。 【組織】 委員は15人以内で組織する。 (1) 知識経験者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 業界代表者 【任期】 2年 【実施時期】 必要に応じ、随時実施	該当なし	○横川町環境保全審議会 【概要】 環境基本法第44条の規定に基づき、横川町環境保全審議会を設置し、町長の諮問に応じ、環境保全に関する基本的事項を調整、審議する。 【組織】 委員は10人以内（識見を有するもの、町議会議員、町民の代表）で町長が委嘱する。 平成14年度審議会委員10名 横川町議会議長（会長） 横川町議会総務委員長（副会長） 上ノ地区・中ノ地区・下ノ地区から2名の住民 【任期】 2年 【実施時期】 必要に応じ、随時実施	該当なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 0 環 境 衛 生 事 業	関 係 項 目	環 境 対 策 審 議 会
調整の内容	3 環境対策審議会については、設置をしている国分市、横川町、隼人町の例により、新市において調整する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
環境対策審議会	該当なし	○隼人町環境審議会 【概要】 環境基本法第44条の規定に基づき、隼人町環境審議会を設置し、町長の諮問に応じ、環境保全に関する基本的事項を調査、審議する。 【対象者】 委員は15人以内で組織する。 (1)学識経験者 (2)関係行政機関の職員 (3)業界代表者 【任期】 2年 【実施時期】 必要に応じ、随時実施	該当なし	環境対策審議会については、設置をしている国分市、横川町、隼人町の例により、新市において調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 0 環 境 衛 生 事 業	関 係 項 目	浄化槽整備計画
調整の内容	4 浄化槽整備計画については、下水道計画のある国分市、牧園町、隼人町の例により、新市において速やかに策定するものとする。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
浄化槽整備計画	【目的】 本市では生活排水による水質汚濁が問題となっており、生活排水を適正に処理することが重要となってきた。生活廃水処理の目標については、水質の改善を図るにとどまらず、清流が蘇り、蜚が飛び交い、鮎などの魚が泳ぎ回るすんだ川の復活を目指している。 【計画内容】 総事業費 421,000千円 計画人員 7,000人 【計画期間】 平成14～24年度 【対象地域】 生活排水処理施設整備の基本方針 ① 下場地域（平野部）のなかで、人口が密集している地域においては、公共下水道により処理する。 ② ①以外の地域、すなわち下場地域（平野部）のなかで今後人口が見込まれる地域及び上場地域（山間部）においては合併処理浄化槽を推進する。 ③ ①の地域であっても、当分の間、下水道が供用開始されず緊急を要する地域には合併処理浄化槽を推進する。 【その他】 下水道整備計画地域 全体計画 1,176 h a	【目的】 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、浄化槽を年次整備していく。 【計画内容】 総事業費 687,018千円 計画人員 4,480人 【計画期間】 平成4～23年度 【対象地域】 町内全域	【目的】 合併処理浄化槽の計画的な設置により、生活雑排水による河川及び海洋の汚染防止を図る。 【計画内容】 総事業費 846,332千円 計画人員 4,769人 【計画期間】 平成4年度～（期限なし） 【対象地域】 町内全域	【目的】 合併処理浄化槽の計画的な設置により、生活雑排水による河川及び海洋の汚染防止を図る。 【計画内容】 総事業費 321,922千円 計画人員 6,780人 【計画期間】 平成2～15年度 【対象地域】 下水道整備計画地域を除く町内全域 【その他】 下水道整備計画地域 林田・丸尾の両温泉地区と高千穂の住宅区域 全体計画 135 h a 7,100人 認可区域 99 h a 4,720人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 0 環 境 衛 生 事 業	関 係 項 目	浄化槽整備計画
調整の内容	4 浄化槽整備計画については、下水道計画のある国分市、牧園町、隼人町の例により、新市において速やかに策定するものとする。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
浄化槽整備計画	【目的】 合併処理浄化槽の計画的な設置により、生活雑排水による河川及び海洋の汚染防止を図る。 【計画内容】 総事業費 272,108千円 計画人員 3,540人 【計画期間】 平成5～16年度 【対象地域】 町内全域	【目的】 隼人町合併処理浄化槽設置整備事業を推進するため、隼人町内に住宅の用に供する目的で設置される浄化槽は、原則として合併処理浄化槽とするものとし、これにより公共用水域の汚濁防止並びに水質保全と生活環境の改善を図ることを目的とする。 【計画内容】 総事業費 1,410,400千円 計画人員 10,578人 【計画期間】 平成2～26年度 【対象地域】 本要綱の対象地域は、隼人町全域とする。ただし、下水道早期整備区域は除くものとする。 下水道整備の進捗状況等に伴い、区域の見直しをするものとする。 【その他】 下水道整備計画地域 全体計画 921h a 計画決定区域 728h a 認可区域 274.4h a	【目的】 河川の水質汚染の主原因である生活排水の水質を改善する為、合併処理浄化槽の設置者に補助金を支給し、設置を推進するもの。 【計画内容】 総事業費 75,650千円 計画人員 5人槽30基（5年間で150基）、7人槽10基（5年間で50基）の計200基（5年間）を年次的に設置推進する。 【計画期間】 平成17～21年度 【対象地域】 町内全域	浄化槽整備計画については、下水道計画のある国分市、牧園町、隼人町の例により、新市において速やかに策定するものとする。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 0 環 境 衛 生 事 業	関 係 項 目	合併処理浄化槽補助補助に関すること
調整の内容	5 合併処理浄化槽の補助事業については、新市に引き継ぐものとする。ただし、補助対象区域及び補助内容については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
合併処理浄化槽補助補助に関すること	【事業の目的】 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	【事業の目的】 同左	【事業の目的】 同左	【事業の目的】 同左
	【概要】 市は定める地域内において、浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。	【概要】 町は定める地域内において、浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。	【概要】 同左	【概要】 同左
	【補助金額】 （単位：千円） 人槽 補助額 5人槽 354 7人槽 411 10人槽 519	【補助金額】 同左	【補助金額】 同左	【補助金額】 同左

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 0 環 境 衛 生 事 業	関 係 項 目	合併処理浄化槽補助補助に関する事
調整の内容	5 合併処理浄化槽の補助事業については、新市に引き継ぐものとする。ただし、補助対象区域及び補助内容については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
合併処理浄化槽補助補助に関すること	【事業の目的】 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	【事業の目的】 同左	【事業の目的】 同左	合併処理浄化槽の補助事業については、新市に引き継ぐものとする。ただし、補助対象区域及び補助内容については、合併までに調整する。
	【概要】 町は定める地域内において、浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。	【概要】 同左	【概要】 同左	
	【補助金額】(単位：千円) 人槽 補助額 5人槽 354 7人槽 411 10人槽 519	【補助金額】 同左	【補助金額】 同左	
	【町単独補助】 ※ただし、汲み取り式及び単独合併処理浄化槽からの設置替えを行う場合で、かつ、既設便屋等を処分した場合に限り、下記の額で追加補助を行う。			
	汲み取り式 50,000円 単独浄化槽 100,000円			

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 0 環 境 衛 生 事 業	関 係 項 目	廃棄物処理計画
調整の内容	6 廃棄物処理基本計画については、国分市の例により、新市において策定する。 また、処理計画（実施計画）については、当分の間、旧市町方式での計画で策定し、衛生管理組合との協議を経て、新市において速やかに調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
廃棄物処理計画	【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と基本計画の実施のために必要な実施計画を策定し、告示しなければならない。 【内容】 ①国分市一般廃棄物処理基本計画 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみの処理について策定時より15年後を目標に計画し、概ね5年ごとに中間目標年度を設定し、5年ごとに見直していく。 平成14年度～平成28年度 ②国分市生活排水処理基本計画 生活雑排水、し尿、浄化槽汚泥の処理について平成24年度を目標に計画を策定。平成15年度～平成24年度 ③国分市一般廃棄物処理計画 毎年3月末、次年度の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・し尿・浄化槽汚泥についてどのように収集し、処理していくか基本計画を基に計画する。平成15年4月1日～平成16年3月31日 ④容器包装廃棄物に係わる分別収集計画 容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の分別収集を実施しようとする市町村は市町村分別収集計画を策定する。	【概要】 同左 【内容】 溝辺町一般廃棄物処理基本計画 【計画期間】 平成14年度～平成23年度	【概要】 同左 【内容】 ①横川町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみの処理計画 平成15年4月に策定 ②横川町一般廃棄物（し尿）処理基本計画 し尿、浄化槽汚泥の処理計画 平成15年4月策定 ③横川町一般廃棄物処理実施計画 毎年3月末、次年度の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・し尿・浄化槽汚泥についてどのように収集し、処理していくか基本計画を基に計画する。	【概要】 同左 【内容】 ①牧園町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 （計画期間） 1年間 年次更新 ②牧園町一般廃棄物（し尿）処理基本計画 （計画期間） 1年間 年次更新

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 0 環 境 衛 生 事 業	関 係 項 目	廃棄物処理計画
調整の内容	6 廃棄物処理基本計画については、国分市の例により、新市において策定する。 また、処理計画（実施計画）については、当分の間、旧市町方式での計画で策定し、衛生管理組合との協議を経て、新市において速やかに調整する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
廃棄物処理計画	【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と基本計画の実施のために必要な実施計画を策定し、告示しなければならない。 【内容】 霧島町一般廃棄物処理計画 翌年度の一般廃棄物の処理をどのように行うかを明記し、公表する。 【期間】 1年間（年次更新）	【概要】 同左 【内容】 ①隼人町一般廃棄物処理基本計画 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・焼却灰・資源ごみの処理について策定より15年後を目標に計画し、概ね5年ごとに中間目標年度を設定し、5年ごとに見直していく。平成9年1月に策定 ②隼人町一般廃棄物処理計画 毎年3月末、次年度の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・焼却灰・資源ごみ・し尿・浄化槽汚泥についてどのように収集し、処理していくか基本計画を基に計画する。 ③し尿処理計画は②に包括されている。	【概要】 同左 【内容】 福山町一般廃棄物（ごみ）処理計画 【計画期間】 平成12年度～平成21年度	廃棄物処理基本計画については、国分市の例により、新市において策定する。 また、処理計画（実施計画）については、当分の間、旧市町方式での計画で策定し、衛生管理組合との協議を経て、新市において速やかに調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 0 環 境 衛 生 事 業	関 係 項 目	ごみ処理施設の整備（家庭系不燃物処理場）
調整の内容	7 不燃物処理場については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、新たな施設については、新市において検討する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
ごみ処理施設の整備（家庭系不燃物処理場）	【施設名】 芦谷不燃物処理場 【概要】 国分市が運営・維持・管理を行っている。	【施設名】 瀬間利最終処分場 【概要】 溝辺町が運営・維持・管理を行っている。	【施設名】 城山粗大ごみ捨場 【概要】 横川町が運営・維持・管理を行っている。	【施設名】 城山粗大ごみ捨場 【概要】 牧園町が運営・維持・管理を行っている。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 0 環 境 衛 生 事 業	関 係 項 目	ごみ処理施設の整備（家庭系不燃物処理場）
調整の内容	7 不燃物処理場については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、新たな施設については、新市において検討する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
ごみ処理施設の整備（家庭系不燃物処理場）	【施設名】 永水不燃物処理場 【概要】 霧島町が運営・維持・管理を行っている。	【施設名】 糸走不燃物処理場 【概要】 隼人町が運営・維持・管理を行っている。	【施設名】 宝瀬不燃物処理場 【概要】 福山町が運営・維持・管理を行っている。	不燃物処理場については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、新たな施設については、新市において検討する。 ※各市町の不燃物処理場は、いずれも残余年数が短く、数年後に閉鎖の方向にある。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項		2 5 - 1 0 環 境 衛 生 事 業	関 係 項 目	ごみ資源化（容器包装リサイクル法関連）
調整の内容	8 容器包装リサイクル法関連の資源ごみの収集品目、収集回数、排出先等については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整し、統一するものとする。ただし、収集品目については、横川町、牧園町の例により調整し、統一するものとする。なお、統一の時期については、新市において協議する。			

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	
ごみ資源化（容器包装リサイクル法関連）	収集品目	缶類	スチール缶	アルミ缶	空き缶	空き缶	空き缶	アルミ缶	空き缶
			アルミ缶	スチール缶				スチール缶	
		びん類	無色透明びん	無色透明びん	無色びん	無色びん	無色透明びん	無色透明びん	無色透明びん
			茶色びん	茶色びん	茶色びん	茶色びん	茶色びん	茶色びん	茶色びん
			その他色のびん	その他色のびん	その他びん	その他びん	その他びん	その他のびん	その他びん
			—	—	生きびん	—	生きびん	生きびん	—
			紙類	新聞・折込みチラシ	新聞紙、チラシ	新聞・チラシ広告	新聞・チラシ広告	新聞紙、チラシ	新聞紙・チラシ
		雑誌・カタログ類		雑誌等	ダンボール	ダンボール	段ボール	段ボール	チラシ
		段ボール		段ボール	雑誌カタログ等	雑誌・カタログ	雑誌類	雑誌等	ダンボール
		—		その他の紙類	その他紙製容器	その他紙製容器	—	—	雑誌・カタログ
		—		—	—	—	—	—	紙箱、用紙等
		紙パック類	—	紙パック	飲料用紙パック	飲料用紙パック	紙パック	紙パック	紙パック
		ペットボトル類	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル
		食用油類	植物性天ぷら油	—	—	—	廃食油	廃食油	食用油
		布類	—	—	布類	布類	古繊維類	古繊維類	—
		蛍光灯類	蛍光灯	—	—	—	蛍光灯	廃蛍光灯	蛍光灯
		電池類	乾電池	—	—	—	乾電池	廃乾電池	乾電池
		その他プラスチック製容器	—	その他プラスチック製容器	その他プラスチック製容器	その他プラスチック製容器	—	—	—
	収集回数	資源ごみ	月1回	月1回	月 1 回	月2回	月1回	月1回	月1回
		ご有 み害	乾電池	—	年2回	年2回	月1回	月1回	月1回
蛍光灯			8週1回						
（排出先） 数	可燃ごみ	1,035箇所	121箇所	108箇所	17箇所	70箇所	417箇所	123箇所	
	不燃ごみ			70箇所	108箇所	44箇所	331箇所		
	資源ごみ		49箇所	70箇所			40箇所	248箇所	33箇所
	有害ごみ		—						
	粗大ごみ			108箇所	1箇所		331箇所		

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 0 環 境 衛 生 事 業	関 係 項 目	ごみの収集方法・運搬体制
調整の内容	9 ごみの収集方法については、衛生管理組合等と協議を行い、合併までに調整する。また、ごみの運搬体制については、現行のとおりに新市に引き継ぐものとする。		

各市町の現況（平成15年4月1日現在）

ごみの収集方法・運搬体制	項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	
	対象人員		53,330人	8,721人	5,542人	9,244人	
	対象世帯		22,473世帯	3,363世帯	2,441世帯	4,110世帯	
	対象区域		市内全域	町内全域	町内全域	町内全域	
	収集率		100%	100%	100%	100%	
	収集・運搬体制		委託	委託	委託	委託	
	収集方式		ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	
	数 （ ス テ ー シ ョ ン 排 出 先 ）	可燃ごみ	1,035箇所	121箇所	108箇所	17箇所	
		不燃ごみ			70箇所	108箇所	
		資源ごみ		49箇所	70箇所		40箇所
		有害ごみ		—	108箇所		1箇所
		粗大ごみ				108箇所	1箇所
	収集回数	収集方法	定期収集	定期収集	定期収集	定期収集	
		可燃ごみ	週2回	週2回	週2回	週2回	
		不燃ごみ	月1回	月1回	月1回	月1回	
		資源ごみ	月1回	月1回	月1回	月2回	
		ご有 み害	乾電池	年2回	—	年2回	年2回
			蛍光灯	8週1回			
		粗大ごみ	月1回	各自	年2回	年2回	
	ごみの収集運搬業者		①（有）国分市清掃社 国分市中央一丁目14番55号	①（有）柏原商店 横川町上ノ4157-4	①(株)三州衛生公社 栗野町恒次浜場8-10	①(株)三州衛生公社 栗野町恒次浜場8-10	
②（株）国分隼人衛生公社 隼人町住吉522番地46			②（有）岩掃 加治木町反土1831-2	②(有)柏原商店 横川町上ノ4157-4	②(有)柏原商店 横川町上ノ4157-4		
③オフィシャルクリーン（有） 国分市城山町8番17号			③（有）野間商店 加治木町朝日町155-1	③(株)橋産業 始良郡栗野町稲葉崎104-6	③西技工業(株) 鹿児島市田上1-3-5		
④中迫興業 鹿児島商会 国分市中央三丁目46番37号			④（株）今吉機動建設 溝辺町竹子2360-52	④始良解体 始良町平松5421-1	④(有)クリーンサービス 牧園町宿窪田3189		
⑤なんでも屋のヨネちゃん 国分市清水三丁目5番5号			⑤（合）カワサキ産業 吉田町牟礼岡1丁目4番14号		⑤オフィシャルクリーン 国分市城山町8-17		
⑥中村 耕二 隼人町神宮一丁目20番1号			⑥（有）廣栄建設 始良町平松3323-2		⑥(有)岩本商店 宮之城町湯田2734-11		
⑦（有）福山サニタリー 福山町福山4261番地1			⑦（有）岩本商店 薩摩郡宮之城町湯田字松ヶ迫2734番地11				
⑧赤帽 坂元運送 国分市府中47番地5							
⑨（株）エコ・スマイル 国分市姫城2956番地							
⑩（有）国分環境産業 国分市下井1824番地2							
⑪（有）代一解体 国分市広瀬一丁目23番16号							
⑫リサイクルショップ・ニーズ 国分市清水三丁目19番2号							
⑬城山サービス 国分市城山町5番1号							

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 0 環境衛生事業	関 係 項 目	ごみの収集方法・運搬体制
調整の内容	9 ごみの収集方法については、衛生管理組合等と協議を行い、合併までに調整する。また、ごみの運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。		

各市町の現況（平成15年4月1日現在）

項目		霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容	
ごみの収集方法・運搬体制	対象人員		5,813人	36,264人	7,171人	ごみの収集方法については、衛生管理組合等と協議を行い、合併までに調整する。 また、ごみの運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
	対象世帯		2,398世帯	15,542世帯	3,106世帯	
	対象区域		町内全域	町内全域	町内全域	
	収集率		100%	100%	100%	
	収集・運搬体制		委託	委託	委託	
	収集方式		ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	
	数（排出先） ステーション	可燃ごみ	70箇所	417箇所	123箇所	
		不燃ごみ	44箇所	331箇所		
		資源ごみ		248箇所		
		有害ごみ			33箇所	
		粗大ごみ				
	収集回数 ごみ害	収集方法	定期収集	定期収集	定期収集	
		可燃ごみ	週2回	週2回	週2回 ※福地、福沢、佳例川、比曽木野地区は週1回	
		不燃ごみ	月1回	月1回	月1回	
		資源ごみ	月1回	月1回	月1回	
		乾電池	月1回	月1回	月1回	
		蛍光灯				
		粗大ごみ	月1回	月1回	年1回	
	ごみの収集運搬業者		①（有）若葉清掃社 始良郡霧島町大窪452-1	①（株）国分隼人衛生公社 隼人町住吉522番地46	①（有）福山サニタリー 福山町福山4261番地1	
②中迫興業 鹿児島商会 国分市中央三丁目46番37号			②中迫興業 鹿児島商会 国分市中央三丁目46番37号			
		③中村 耕二 隼人町神宮一丁目20番1号				
		④赤帽馬場運送 隼人町野久美田422-1				
		⑤（有）福山サニタリー 福山町福山4261番地1				

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 0 環 境 衛 生 事 業	関 係 項 目	し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分
調整の内容	10 し尿・浄化槽汚泥の収集方法及び運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 また、汲み取り料金については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分	【収集方法】 次の業者に対し、収集運搬業の許可を与えて実施 ①（株）国分隼人衛生公社 始良郡隼人町住吉522番地46 ②（有）福山サニタリー 始良郡福山町福沢4261番地1 【処理方法】 国分地区衛生管理組合し尿処理場で処理委託 【し尿収集運搬料金】 90リットルまでは基本料金700円 90リットル越える場合、18リットル毎に115円を加算（税別） 【許可申請手数料】 収集運搬業許可申請手数料 1件につき 3,000円 収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 1,000円 収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 1,000円 収集運搬業許可小証再交付申請手数料 1件につき 1,000円	【収集方法】 次の2業者に対し、それぞれの担当地区を定めて、収集運搬業の許可を与えて実施 ①（有）岩掃 始良郡加治木町反土1831-2 地区…加治木町, 溝辺町 ②始良衛生（有）始良郡始良町平松7433-5 地区…始良町, 吉田町, 蒲生町 【処理方法】 始良郡西部衛生処理組合で処理 【し尿収集運搬料金】 150円/t（税別） 【許可申請手数料】 収集運搬業許可手数料 1件につき 10,000円（税別） 浄化槽汚泥収集運搬業許可手数料 1件につき 10,000円（税別） 脱水汚泥収集運搬業許可手数料 1件につき 10,000円（税別） 浄化槽清掃業許可手数料 1件につき 10,000円（税別）	【収集方法】 次の業者に、収集運搬業の許可を与えて実施 ①（株）三州衛生公社 始良郡栗野町恒次浜場8番地10 【処理方法】 牧園・横川町衛生管理組合（清水館）で処理 【し尿収集運搬料金】 73円/10²/₁₀（税別） 【許可申請手数料】 収集運搬業許可申請手数料 1件につき 無料 収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 無料 収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 無料 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 無料 浄化槽清掃業許可更新申請手数料 1件につき 無料	【収集方法】 次の業者に収集運搬業の許可を与えて実施 ①（株）三州衛生公社 始良郡栗野町恒次浜場8-10 【処理方法】 し尿処理施設から排出される焼却灰については、伊佐北始良環境管理組合で熔融スラグ化し資源として再利用している。 【し尿収集運搬料金】 73円/10²/₁₀（税別） 【許可申請手数料】 収集運搬業許可申請手数料 1件につき 無料 収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 無料 収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 無料 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 無料 浄化槽清掃業許可更新申請手数料 1件につき 無料

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 0 環 境 衛 生 事 業	関 係 項 目	し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分
調整の内容	10 し尿・浄化槽汚泥の収集方法及び運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 また、汲み取り料金については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分	【収集方法】 次の1業者に対し、それぞれの担当地区を定めて、収集運搬業の許可を与えて実施 ①（有）若葉清掃社 始良郡霧島町大窪452-1 町内一円 【し尿収集汲取料金】 120リットルまでは基本料金1,200円 120リットル越える場合、18リットル毎に120円を加算（税別） 【処理方法】 国分地区衛生管理組合し尿処理場で処理委託 【許可申請手数料】 収集運搬業許可申請手数料 1件につき 3,000円 収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 1,000円 収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 1,000円 収集運搬業許可小証再交付申請手数料 1件につき 1,000円	【収集方法】 次の2業者に対し、それぞれの担当地区を定めて、収集運搬業の許可を与えて実施 ①（有）福山サニタリー 始良郡福山町福沢4261番地1 JR隼人駅・県立隼人工業高等学校 ②（株）国分隼人衛生公社 始良郡隼人町住吉522番地46 町内一円（JR隼人駅・県立隼人工校を除く） 【し尿収集汲取料金】 90リットルまでは基本料金700円 90リットル越える場合、18リットル毎に115円を加算（税別） 【処理方法】 国分地区衛生管理組合し尿処理場で処理委託 【許可申請手数料】 収集運搬業許可申請手数料 1件につき 3,000円 収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 1,000円 収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 1,000円 収集運搬業許可小証再交付申請手数料 1件につき 1,000円	【収集方法】 次の1業者に対し、収集運搬業の許可を与えて実施 ①（有）福山サニタリー 始良郡福山町福沢4261番地1 【し尿収集運搬料金】 105円/18ℓ（税別） 【処理方法】 国分地区衛生管理組合し尿処理場で処理委託 【許可申請手数料】 収集運搬業許可申請手数料 1件につき 3,000円 収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 1,000円 収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 1,000円 収集運搬業許可小証再交付申請手数料 1件につき 1,000円	し尿・浄化槽汚泥の収集方法及び運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、汲み取り料金については、合併までに調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 0 環 境 衛 生 事 業	関 係 項 目	環 境 保 全 協 定
調整の内容	11 環境保全協定については、新市において協定内容を見直し、速やかに締結する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
環 境 保 全 協 定	【概要】 市は環境保全（公害防止）のため、様々な施策を講じるように努めるとともに、事業者が工場等を新設又は増設しようとする場合には、環境保全（公害の未然防止）に関する協定を締結する。 【事務手順】 ①市は事業者が工場などを新設又は増設しようとする場合には、環境保全（公害防止）について事業者と予め協議する。 ②協議後、事業者は市より環境保全（公害防止）に関する協定（公害防止協定）の締結について申し出を受けた場合には、その申し出に応ずるよう努める。 【対象者】 事業者 【目的】 企業又は個人から発生する環境汚染等に係る次に掲げる事項について市長の諮問に応じ調査、協議して市長に答申し、地域の自然環境を含め人間生活の良好な環境を維持発展させる (1)公害発生施設の規制 (2)公害処理施設の整備促進 (3)公害発生の未然防止 (4)公害に伴う紛争処理 (5)その他の公害対策 【定義】 この規則における「公害」とは、環境基本法第2条第3項に準ずる	【概要】 同左 【事務手順】 ①町は事業者が工場などを新設又は増設しようとする場合には、環境保全（公害防止）について事業者と予め協議する。 ②協議後、事業者は町より環境保全（公害防止）に関する協定（公害防止協定）の締結について申し出を受けた場合には、その申し出に応じるよう努める。 【対象者】 事業者 【公害防止協定の状況】 現在町と環境保全協定（公害防止協定）を締結している業者は11業者。 【定義】 同左	【概要】 同左 【事務手順】 同左 【対象者】 事業者 【公害防止協定の状況】 現在町と環境保全協定（公害防止協定）を締結している業者は10業者。 【定義】 同左	【概要】 同左 【事務手順】 同左 【対象者】 事業者 【公害防止協定の状況】 現在町と環境保全協定（公害防止協定）を締結している業者は1業者。 【定義】 同左

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 0 環 境 衛 生 事 業	関 係 項 目	環 境 保 全 協 定
調整の内容	11 環境保全協定については、新市において協定内容を見直し、速やかに締結する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
環境保全協定	【概要】 町は環境保全（公害防止）のため、様々な施策を講じるように努めるとともに、事業者が工場等を新設又は増設しようとする場合には、環境保全（公害の未然防止）に関する協定を締結する。 【事務手順】 ①町は事業者が工場などを新設又は増設しようとする場合には、環境保全（公害防止）について事業者と予め協議する。 ②協議後、事業者は町より環境保全（公害防止）に関する協定（環境保全協定（公害防止協定））の締結について申し出を受けた場合には、その申し出に応ずるよう努める。 【対象者】 事業者 【公害防止協定の状況】 現在町と環境保全協定（公害防止協定）を締結している業者は4業者。 【定義】 この規則における「公害」とは、環境基本法第2条第3項に準ずる	【概要】 同左 【事務手順】 同左 【対象者】 事業者 【公害防止協定の状況】 現在町と環境保全協定（公害防止協定）を締結している業者は1業者。 【定義】 同左	【概要】 同左 【事務手順】 同左 【対象者】 事業者 【公害防止協定の状況】 現在町と「環境保全協定（公害防止協定）」を締結している業者は14業者。 【定義】 同左 【付属機関】 福山町環境行政推進委員会 【目的】 企業又は個人から発生する環境汚染等に係る次に掲げる事項について町長の諮問に応じ調査、協議して町長に答（具）申し、地域の自然環境を含め人間生活の良好な環境を維持発展させる (1)環境に関する情報の収集提供に関する事項 (2)公害発生の予防並びに処理に関する事項 (3)環境に関する苦情の処理に関する事項 (4)環境の保全維持並びに改善に関する事項	環境保全協定については、新市において協定内容を見直し、速やかに締結する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 0 環 境 衛 生 事 業	関 係 項 目	地球温暖化対策
調整の内容	12 地球温暖化対策については、地球温暖化防止計画を隼人町、福山町の例により、新市において速やかに策定する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
地球温暖化対策	○地球温暖化防止計画については策定していない。	○地球温暖化防止計画については策定していない。	○地球温暖化防止計画については策定していない。	○地球温暖化防止計画については策定していない。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 0 環 境 衛 生 事 業	関 係 項 目	地球温暖化対策
調整の内容	12 地球温暖化対策については、地球温暖化防止計画を隼人町、福山町の例により、新市において速やかに策定する。		

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
地球温暖化対策	○地球温暖化防止計画については策定していない。	○地球温暖化防止計画 現在策定中	○地球温暖化防止計画 【目的】 町の事務及び事業に環視、温室効果ガス排出の抑制等の推進により、地球温暖化対策の措置を講ずる。 【概要】 自らの事務、事業に伴って排出される温室効果ガス等のための措置に関する計画(実行計画)を策定し、排出の抑制を図る。 【取り組み例示】 1. 低公害車の導入 2. 紙類の使用量の削減 3. 自転車の活用 4. 温室効果ガスの排出の少ない機器の導入 5. 太陽熱の利用 6. 水の節水 7. 緑化の推進 8. 廃棄物の減量化等 【経費負担】 全額町負担(平成13年4月策定済み)	地球温暖化対策については、地球温暖化防止計画を隼人町、福山町の例により、新市において速やかに策定する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	25-10 環境衛生事業	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	--------------	------	--------------

環境基本法

（目的）

第1条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この法律において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第16条第1項を除き、以下同じ。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（焼却禁止）

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

1. 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却
2. 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
3. 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

ダイオキシン類対策特別措置法

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壤に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ダイオキシン類」とは、次に掲げるものをいう。 一 ポリ塩化ジベンゾフラン 二 ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン 三 コプラナーポリ塩化ビフェニル

2 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であつて、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「排出ガス」とは、特定施設から大気中に排出される排出物をいう。

4 この法律において「排水」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出される水をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 地方公共団体は、当該地域の自然的社会的条件に応じたダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策を実施するものとする。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って発生するダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等をするために必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施するダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第五条 国民は、その日常生活に伴って発生するダイオキシン類による環境の汚染を防止するように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策に協力するように努めるものとする。

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	25-10 環境衛生事業	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	--------------	------	--------------

水質汚濁防止法

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によつて、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

第二章の二 生活排水対策の推進

（国及び地方公共団体の責務）

第十四条の四 市町村（特別区を含む。以下この章において同じ。）は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策（以下「生活排水対策」という。）として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設（以下「生活排水処理施設」という。）の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。

2 都道府県は、生活排水対策に係る広域にわたる施策の実施及び市町村が行う生活排水対策に係る施策の総合調整に努めなければならない。

3 国は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

（国民の責務）

第十四条の五 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、国又は地方公共団体による生活排水対策の実施に協力しなければならない。

（生活排水を排出する者の努力）

第十四条の六 生活排水を排出する者は、下水道法 その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に係る措置を採るべきこととされている場合を除き、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減に資する設備の整備に努めなければならない。

騒音規制法

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴つて発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

3 この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。

4 この法律において「自動車騒音」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項 に規定する自動車であつて環境省令で定めるもの及び同条第三項 に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運行に伴い発生する騒音をいう。

（地域の指定）

第三条 都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 都道府県知事は、第一項の規定により地域を指定するときは、環境省令で定めるところにより、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	2 5 - 1 0 環境衛生事業	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	------------------	------	--------------

悪臭防止法

第一章 総則

（目的）

第一条

この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴なつて発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

第三章 悪臭防止対策の推進

（国民の責務）

第十二条

何人も、住居が集合している地域においては、飲食物の調理、愛がんする動物の飼養その他その日常生活における行為に伴い悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように努めるとともに、国又は地方公共団体による悪臭防止による生活環境の保全に関する施策に協力するようにしなければならない。

（悪臭が生ずる物の焼却の禁止）

第十三条

何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の焼却に伴つて悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却してはならない。

（水路等における悪臭の防止）

第十四条

下水溝、河川、池沼、その他の汚水が流入する水路又は場所を管理する者は、その管理する水路又は場所から悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように、その水路又は場所を適切に管理しなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第十五条

1 地方公共団体は、その区域の自然的、社会的条件に応じ、悪臭の防止のための住民の努力に対する支援、必要な情報の提供その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するように努めなければならない。

2 国は、悪臭の防止に関する啓発及び知識の普及その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるように努めなければならない。

（国の援助）

第十六条

国は、事業場において発生する悪臭を防止するため必要な施設の設置又は改善につき、資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

（研究の推進等）

第十七条

国は、悪臭を発生する施設の改良のための研究、悪臭の生活環境及び健康に及ぼす影響の研究、悪臭の測定方法の研究その他悪臭の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

環境基本法

第3章 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関等

（市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第44条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	2 5 - 1 0 環境衛生事業	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	------------------	------	--------------

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

3 市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村の処理等）

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七条第三項、第七条の三、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の三第十一項、第十三条の十一第一項、第十五条の十二、第十五条の十五第一項、第十六条の二第二号、第二十三条の三第二項及び第二十四条を除き、以下同じ。）しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、容器包装廃棄物の分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（事業者及び消費者の責務）

第四条 事業者及び消費者は、繰り返し使用することが可能な容器包装の使用、容器包装の過剰な使用の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使用した物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第六条 市町村は、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

3 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	2 5－1 0 環境衛生事業	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	----------------	------	--------------

地球温暖化対策の推進に関する法律（１９９８年４月２８日閣議決定・１０月２日成立）

（目的）

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候変動に関する国際連合枠組み条約及び気候変動に関する国際連合枠組み条約第三回締約国会議の経過を踏まえ、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題となっており、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることと等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、および大気の下層の温度が追加的に上昇する現象をいう。

２ この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに動植物による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

３ この法律において「温室効果ガスとは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち制令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち制令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄

４ この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

５ この法律において「温室効果ガスの総排出量」とは、温室効果ガスたる物質ごとと政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスたる物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。）を乗じて得た量の合計量をいう。

（地方公共団体）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の削減等のための施策を推進するものとする。

２ 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を講ずるよう努めるとともに、邦雄予備地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

環境衛生事業 先進事例

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会（愛媛県）

1. 環境保全・衛生事業については、次のとおり調整を図るものとする。
 - ① ダイオキシン対策等公害防止対策事業については、実施市町の例により、合併時に統一する。
 - ② 合併処理浄化槽設置整備事業については、現行のとおり実施し、対象区域、補助額等については、合併時までに調整する。
 - ③ し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分については、現行の収集及び処分の状況に配慮し、合併時までに適正な処理ができる統一的な体制を整備する。許可申請手数料については、宇和島市手数料を基本に統一する。
2. 廃棄物処理関係事務事業については、次のとおり調整を図るものとする。
 - ① 不法投棄廃棄物回収事業については、国、県の制度を活用し、新市において実施する。
 - ② ごみ資源化について、家電4品目の行政回収は廃止し、啓発活動・排出抑制については積極的に推進する。なお容器包装リサイクル関連の処理・収集方法等については、現行のとおりとし、新市に移行後速やかに統一する。
 - ③ ごみの収集方法については、合併時までに調整する。処理施設整備については、現有施設を継承し、運営する。
 - ④ ごみ袋販売については、現行のとおり実施し、新市に移行後、速やかに調整するものとする。生ごみ処理機購入事業については、新市において、宇和島市の例により統一する。
 - ⑤ 最終処分場関係事業については、現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。
3. その他環境事務事業については、次のとおり調整を図るものとする。
 - ① 動物愛護、犬取締関係事業については、県の制度に倣い、合併時に統一する。
 - ② 火葬場施設運営については、現行のとおりとし、新市に移行後速やかに調整する。なお、使用料については、広域施設の使用料等を参考にし、合併時までに調整する。
 - ③ 学校有価物回収事業及び資源ごみ回収奨励金制度については、その実施内容において充実している市町の例により新市に移行後速やかに調整する。

上五島地域5町合併協議会（長崎県）

- 火葬施設は現行どおり新町に引継ぎ、統廃合については新町において検討する。委託料、使用料は合併までに調整する。遺体運搬車両貸出は廃止する。霊柩車の使用料助成は、奈良尾町の例による。
- 犬の取締りについて、予防注射実施場所は現行どおりとし、鑑札交付は新町に引き継ぐ。犬の登録等手数料は現行どおりとする。
- 合併浄化槽設置整備事業補助金は5町相違ないため現行どおりとする。
- 町営墓地は新町に引き継ぐ。
- 美化推進関係の一斉清掃は実施するものとし、実施日は新町において調整する。環境美化推進員、地区衛生組織連合会は新町に引継ぎ、合併後調整する。
- 公害対策審議会は新町において設置する。
- ごみ処理の収集処理等については、収集方法、収集場所、収集区分及び収集回数は、現行どおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。処理方法は現行どおりとし、各清掃センターの処分については県と協議をしながら対応を図る。最終処分場、その他施設は新町に引き継ぐ。
- 手数料、手数料徴収方法等は、合併までに調整する。ただし、合併初年度は旧町の例による。
- 生ごみ処理容器購入補助については、上五島町の例により新町に引き継ぎ、制度のあり方も含めて合併後調整する。
- し尿処理の収集運搬及び浄化槽清掃については許可業者によるものとし、処理方法は現行どおりとする。
- 環境マネジメントシステムは、現行どおりとする。

東濃西部合併協議会（岐阜県）

廃棄物処理事業について

廃棄物処理事業については、行政と住民が一体となって、ごみの減量化・資源化を促進するとともに、具体的事業については、次のとおりとする。

1. ごみ処理事業については、次のとおりとする。
 - (1) ごみの収集区域、収集回数、収集方法、分別方法については、当面は現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。
 - (2) ごみ処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (3) 指定ごみ袋料金及びごみ処理手数料等については、当面は現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。
 - (4) 一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料等については、土岐市及び笠原町の例により、合併時に調整する。
2. し尿処理事業については、次のとおりとする。
 - (1) し尿の収集区域、収集方法については、当面は現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。
 - (2) し尿処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (3) し尿処理手数料については、当面は現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。
 - (4) 浄化槽汚泥処理手数料については、当面は現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。

環境対策事業

環境対策事業については、環境の保全と創出に積極的に取り組み、人と自然が共生するまちをめざし引き続き事業を推進するとともに、新市において次の事業を行う。

1. 新市において速やかに環境基本計画を策定する。
2. 墓地・埋火葬業務については、新市に引き継ぐ。
3. 狂犬病予防事業については、東濃西部広域行政事務組合から引継ぎ、新市において実施する。

西彼北部地域合併協議会（長崎県）

- 一般廃棄物処理施設に関すること
一般廃棄物処理施設、最終処分場等の施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
施設建設等整備計画についても現行のとおり新市に引き継ぐ。
事務の委託については、合併の前日をもって廃止する。
- ごみの分別収集等に関すること
収集区域、収集体制、収集方式等については、現行のとおり新市に引き継ぎ合併後に調整する。
分別、古紙、粗大ごみ及び事業所系ごみの取扱い等については、ごみの減量化、リサイクルの推進等を踏まえ合併までに調整する。
手数料については「使用料・手数料等の取扱いに関すること」に基づき調整する。
- その他ごみ関連事業に関すること
ステーション等については現行のとおり新市に引き継ぎ、設置方法等については合併後に調整する。リサイクル補助金については「各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関すること」に基づき調整する。
- リサイクル関連事業については現行のとおり新市に引き継ぎ、市域全体で取り組めるよう新市において調整する。
- 浄化槽の清掃業許可手数料等については、合併時に統一できるよう調整する。
- し尿処理施設に関することについては「一部事務組合等の取扱いに関すること」の調整方針に基づき調整する。その他の既存施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 斎場（火葬場）に関すること
一部事務組合の施設については、「一部事務組合等の取扱いに関すること」の調整方針に基づき調整する。その他の施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。使用料については施設毎の料金を現行のとおりとし、区域外の使用料については合併までに調整する。運営については、合併までに調整する。
- 墓地に関すること
墓地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。町営墓地の管理方法については合併までに調整する。
- 霊柩車については、合併までに調整する。
- 狂犬病予防対策については、現行のとおり新市に引き継ぐ。実施方法等については合併までに調整する。愛護動物の適正飼育普及事業については、市域全体で取り組めるよう合併までに調整する。
- 環境対策等に関すること
環境美化、地区衛生、各種審議会、各種規制、防止対策、環境教育・学習及び不法投棄に関することについては現行のとおり新市に引き継ぎ、市域全体で取り組めるよう新市において調整する。
- その他環境対策については、合併までに調整する。食品衛生対策については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（愛媛県）

- 一般家庭用ごみ袋配付
- 1 一般家庭用指定ごみ袋等の無償配付基準については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は旧市町の例による。なお、新市移行後の転入世帯等への指定ごみ袋等の無償配付については、合併時に配付基準を統一する。
 - （1）可燃ごみ袋は、1世帯大110枚とする。ただし、5人以上の世帯は、希望により30枚追加して配付する。
 - （2）不燃ごみ袋は、1世帯大20枚とする。
 - （3）粗大ごみ処理券は、1世帯10枚とする。
 - 2 指定ごみ袋等の配付手数料等の取扱い、新市移行後速やかに東予市及び丹原町の例により調整する。
- ごみの収集
- ごみの収集については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、不燃ごみ及び粗大ごみの収集回数については、新市移行後速やかに調整する。
- 環境美化事業
- 一斉清掃等の方法・日程については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 最終処分場
- 1 最終処分場の管理運営については、管理型・安定型ごとに合併時に調整する。
 - 2 各最終処分場の搬入範囲は、合併時に新市に拡大する。
 - 3 最終処分場は、新市移行後、一般廃棄物処理基本計画を策定し、道前クリーンセンター等の焼却灰の処理を含め、最終処分場の整備を検討する。

北魚沼6か町村合併協議会（新潟県）

- 環境対策事業
- （1）一般廃棄物収集業務（収集方法・収集日）収集方法及び収集日は、現行どおりとする。
 - （2）収集ステーションの設置・管理及び補助
 - ① 施設の設置は新市で行うこととし、ステーション設置に対する補助は廃止する。
 - ② ステーションの管理は、今までどおり地元管理とする。
 - （3）生ごみ処理容器、電動生ごみ処理機の補助入広瀬村の例による。
 - （4）小出郷広域事務組合共同処理関係
 - ① 使用料・手数料
使用料及び手数料については、小出郷広域事務組合の例による。
 - ② 公共的団体
新市において加入する。